

第3編 風水害対策編

第1章 総則

第1節 市における風水害の概況

第1 水害の危険性

市域の大部分は、利根川により形成された低平地上に立地しており、近年の都市化と流域開発の進展により、水田、畑等が従来有していた保水・遊水機能が減少し、これまで排水不良による内水被害が一層深刻になりつつある。このため、早急な治水対策が急務となっている。

第2 土砂災害の危険性

市域は勾配が少ない平坦地が広がっており、土砂災害の危険性は低く、県による土砂災害警戒区域の指定はない。

第3 竜巻災害の危険性

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻で、多くの場合、ろうと状又は柱状の雲を伴い、直径数十m以上で、数kmにわたって移動し、被害地域は帯状になる特徴がある。年間を通じて、いつでもどこでも発生するが、時期的には台風シーズンである9月に最も多く、地理的には関東平野や沿岸域が多い。

第4 気象災害の危険性

埼玉県は関東北部山地や秩父山地に発達した雷雨の通過地域にあたっているため、これに伴って発生する雹（ひょう）害が非常に多い。雹（ひょう）害を月別に見ると、最も多いのは6月で総数の半分近くを占め、5・7月がこれにつづく。令和4年6月には降雹により県内15市7町で多大な農業被害が発生した。

また、近年、夏季に高気温となる現象が発生し、熱中症による被害が多発している。なお、平成30年7月23日に、熊谷市で国内最高気温となる41.1℃が観測された。

第2節 施策の体系

予防・事前対策	応急対策	復旧対策
第1節 自助、共助による防災力の向上		
自助、共助による市民の防災力の向上（普及啓発・防災教育）	自助による応急対策の実施	
自主防災組織の育成強化	地域による応急対策の実施	
消防団の活動体制の充実		
事業所等における防災組織等の整備	事業所による応急対策の実施	
ボランティア等の活動支援体制の整備	ボランティアとの連携	
地区防災計画の策定	地域の安全確保への協力	
適切な避難行動に関する普及啓発		
第2節 災害に強いまちづくりの推進		
水害予防－治水	公共施設等の応急対策	復旧計画の方針
水害予防－地盤沈下	河川・水路の応急対策	迅速な災害復旧
防災都市づくり		
第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保		
交通関連施設の安全確保	道路ネットワークの確保	
交通規制等の体制の整備	交通規制	
緊急輸送道路及び優先確保道路の指定・復旧体制の整備	交通施設の応急対策	
ライフラインの確保	ライフライン施設の応急対策	ライフライン施設の早期復旧
エネルギーの確保	発災時のエネルギー供給機能の確保	
第4節 応急対応力の強化		
水防	水防活動	
応急活動体制の整備	応急活動体制の施行	
防災拠点の整備	防災拠点の開設・運営	
	警備活動	
	自衛隊災害派遣	
第5節 消防力の充実強化		
消防力の充実強化	消防活動	
救急救助体制の整備		
第6節 情報の収集・伝達体制の整備		
情報の収集・伝達体制の整備	特別警報・警報・注意報等の伝達	
気象情報や避難情報の活用の周知	市、県等における措置	
	災害情報の収集・伝達	
	異常な現象発見時の通報	
	広聴広報活動	
第7節 医療救護等対策		
医療救護体制の整備	初動医療体制	
防疫体制の整備		防疫活動
埋・火葬のための資材・火葬場の確保	遺体の取扱い	遺体の埋・火葬
第8節 避難対策		
避難体制の整備	避難の実施	
	避難所の開設・運営	
	広域避難	
	広域一時滞在	
第9節 災害時の要配慮者対策		
避難行動要支援者の安全対策	避難行動要支援者等の避難支援	
要配慮者全般の安全対策	避難生活における要配慮者支援	
社会福祉施設入所者等の安全対策	社会福祉施設入所者等の安全確保	
	外国人の安全確保	
第10節 物資供給・輸送対策		
飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備	飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給	
緊急輸送体制の整備	緊急輸送	
第11節 市民生活の早期再建		
罹災証明書の発行体制の整備	災害救助法の適用	生活再建等の支援
応急住宅対策	被災者台帳の作成・罹災証明書の発行	
動物愛護	災害廃棄物等処理対策	
文教対策	動物愛護	
災害廃棄物等処理対策	応急住宅対策	
被災中小企業支援	文教対策	
第12節 竜巻等突風対策		
竜巻の発生、対処に関する知識の普及	情報伝達	被害認定の適切な実施
竜巻注意情報等気象情報の普及	救助の適切な実施	被災者支援
被害予防対策	がれき処理	
竜巻等突風対処体制の確立	避難所の開設・運営	
情報収集・伝達体制の整備	応急住宅対策	
適切な対処法の普及	道路の応急復旧	

第2章 施策ごとの具体的計画

第1節 自助、共助による防災力の向上

第1 基本方針

自然災害の多い我が国では、毎年のように全国各地で人的・物的被害を伴う風水害が発生しているが、大規模なものでは令和元年10月の台風第19号(令和元年度東日本台風)などがあり、関東地方においても大きな被害が発生している。国や県では、こうした災害による教訓を反映し、利根川、荒川等の浸水想定や各種ガイドライン等の見直しを行っているが、重点的に検討されている事項は次のとおりである。

- ・浸水想定区域の見直し(想定降雨を計画最大から想定最大へ修正)
- ・避難指示等の発令・伝達
- ・住民の避難行動の促進による人命の保護
- ・避難所における環境確保

市では、これらの重点事項を踏まえ、起こりうる最大規模の洪水を想定するため荒川及び利根川の浸水想定区域を把握するとともに、避難を確実にするための市民、自主防災組織、行政区の防災教育及び防災訓練、要配慮者の避難支援、河川水位と連動した災害対策本部の配備基準等の内容を反映させた計画を策定する。

第2 現況

市の風水害の主な発生形態は内水氾濫であり、ほぼ毎年、内水被害が発生している。要因としては、台風に伴う大雨や集中豪雨による雨水が一気に市内の中小河川へ流入し、急激に流量を増加させ、各河川及び排水路の排水機能の負荷が多くなり、内水災害が発生させている。

年 度	降 雨 量		最大降雨量 (1時間当り)	床上浸水	床下浸水
平成29年度 台風3号 7/4～7/5	4日総雨量	126.0mm	4日 19時～20時 45.5mm	0棟	2棟
平成29年度 台風21号 10/22～23	22日 23日 総雨量	102.5mm 70.5mm 173.0mm	23日 3時～4時 23.5mm	1棟	1棟
平成30年度 大雨警報・雷注意報 9/29～10/1	29日 30日 1日 総雨量	7.5mm 31.0mm 14.0mm 52.5mm	1日 0時～1時 14.0mm	0棟	0棟
令和元年度 大雨警報・洪水・雷注意報 6/21	21日総雨量	41.0mm	21日 17時～18時 19.0mm	0棟	0棟

年 度	降 雨 量	最大降雨量 (1時間当り)	床上浸水	床下浸水
令和元年度 台風15号 9/8～9	8日 0.5mm 9日 76.0mm 総雨量 76.5mm	9日 4時～5時 25.0mm	0棟	0棟
令和元年度 台風19号 10/12～13	12日 219.0mm 13日 0.0mm 総雨量 219.0mm	12日 21時～22時 34.0mm	1棟	3棟
令和2年度 大雨警報・洪水警報・雷注意報 9/4～5	4日総雨量 93.0mm	4日 18時～19時 77.0mm	0棟	3棟
令和4年度 大雨・洪水警報、雷注意報発令 7/12～13	13日総雨量 132.0mm	12日 23時～24時 26.0mm	0棟	1棟
令和5年度 梅雨前線による大雨及び台風2号（大雨警報、雷・洪水注意報） 6/2～3	2日総雨量 132.0mm 3日総雨量 30.5mm 総雨量 162.5mm	2日 15時～16時 17.0mm	0棟	0棟
令和6年度 台風10号による大雨 8/29～30	30日総雨量 181.0mm	29日 23時～24時 34.0mm	0棟	1棟

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 自助、共助による市民の防災力の向上(普及啓発・防災教育)
2 自主防災組織の育成強化
3 消防団の活動体制の充実
4 事業所等における防災組織等の整備
5 ボランティア等の活動支援体制の整備
6 地区防災計画の策定
7 適切な避難行動に関する普及啓発

1～6については、「第2編 震災対策編－第2章－第1節－<予防・事前対策>（第2編-9ページ）」を準用するほか、以下のとおり対応する。

7 適切な避難行動に関する普及啓発 【くらし防災課（防災担当）】

「第2編 震災対策編－第2章－第1節－<予防・事前対策>－7 適切な避難行動に関する普及啓発（第2編-17ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（1）取組方針

水害はある程度予測可能な災害であることから、市民一人ひとりが早めに準備をし、的確な避難行動をとることで自らの命を守ることができる。このため、大雨や台風等が接近し水害の危険性が高まっているときに自らがとる行動をあらかじめ時系列で整理するマイ・タイムラインの作成等適切な避難行動に関する普及啓発を行う。

（2）具体的な取組内容

ア 市民向けの普及啓発

【くらし防災課（防災担当）】

市は、マイ・タイムライン作成に関するパンフレットを作成、配布する等、適切な避難行動に関する普及啓発に努めるものとする。

【マイ・タイムライン作成のポイント】

～県作成「防災マニュアルブック（風水害・土砂災害編）」より

1. 事前の確認

① 住んでいる場所の特徴

住んでいる場所が浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に入っているか市町村が作成するハザードマップで確認

② 避難先の想定

住んでいる場所と状況で避難行動は変わってくる。状況に応じて避難できるよう複数の避難場所を想定しておく。

・原則…指定緊急避難場所への「立退き避難」

・浸水が始まって移動が危険なとき…近隣の安全な場所への「立退き避難」

- ・夜間の豪雨時など外へ出る方がかえって危険なとき…家の中の安全な場所で「屋内安全確保」

2. 情報の入手

気象情報や避難情報が避難の準備や避難開始のタイミングを決める目安となる。複数の情報入手手段を持つようにしておく。

3. 早めの避難

<応急対策>

1 自助による応急対策の実施
2 地域による応急対策の実施
3 事業所による応急対策の実施
4 ボランティアとの連携
5 地域の安全確保への協力

「第2編 震災対策編－第2章－第1節－<応急対策>（第2編-19ページ）」を準用する。

第2節 災害に強いまちづくりの推進

第1 基本方針

風水害による被害を最小限にするため、治水等の水害予防対策を推進し、災害に強い都市づくりを行う。

第2 現況

河川改修、調整池や下水道等の治水施設の整備を推進するとともに、それを補完する目的で流域内の雨水流出抑制施設の設置や土地利用誘導による貯留機能の保持、警戒水防体制の確立、市民への浸水対策の周知を図る広報活動を行っている。

なお、内水被害地域では強制排水等による内水排除施設を設置し、対応している。

〈治水〉

○ 利根川水系

・ 中川・綾瀬川ブロック（中川、綾瀬川、元荒川、大落古利根川等）

中川・綾瀬川ブロックの流域には、加須低地と中川低地が含まれ、現在の中川及び星川あるいは大小の河川や用水路が流下しており、低地地形が広く発達している地域である。

近年、下流域から中・上流域に向けて急速に開発が進み、水田、畑等の従来有していた保水・遊水機能が失われ、甚大な浸水被害が頻発してきた。

昭和55年には、総合治水対策特定河川に指定され、総合的な治水対策工事を推進する観点から河川改修と流域対策を同時に進めてきたが、現在も都市部を中心に浸水被害が頻発しており、今後も引き続き早期に治水安全度を向上させるため、流域と河川が一体となって総合的な治水対策を進めていく必要がある。

〈地盤沈下〉

埼玉県の地盤沈下の原因は急激な都市化に伴う人口の増加、生活水準の向上、産業の発展等による水需要の増大を地下水に依存したためである。

県が昭和36年から実施している精密水準測量（県平野部対象）の結果によると、調査開始当初は県南部地域で著しい沈下を示していたが、近年は加須市を中心とする県北東部地域が地盤沈下の中心となっている。

現在県内の地盤沈下は、長期的には沈静化傾向にあり、地盤沈下により被害が生ずるおそれの目安としている2cm以上の沈下は、平成26年以降確認されていない。

しかしながら、渇水年には沈下面積が拡大する傾向があり、引き続き沈下状況を注視する必要がある。

調査開始以来の地盤沈下状況は、県西部地域の武蔵野台地や県中央部の大宮台地等の洪積台地等においても沈下を示しているが、もっとも地盤沈下による被害を受けているのは、累積最大184.6cm沈下量を記録した中川低地であり、荒川低地及び加須低地も大きな被害を受けている。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 水害予防－治水
2 水害予防－地盤沈下
3 防災都市づくり

1 水害予防－治水

(1) 取組方針

市内の気象条件、地勢地質土地利用の変遷等を考慮して、治水のみならず利水環境に対しても積極的に対応し、市域の開発、市民の生活水準の向上を図るため、他部門と関連を保って有機的かつ効果的に実施する。

また、市内管理河川の改修・整備等を行うとともに、他の河川管理者に対し必要な対策を要望し、水害発生を抑止に努める。

(2) 具体的な取組内容

ア 治水対策 【道路河川課、建築指導課、くらし防災課（防災担当）、下水道課】

(ア) 河川の改修

市は、管理する河川について、治水対策が必要な危険な箇所を優先的に改修・整備を推進するとともに、雨水幹線についても必要に応じた整備を実施する。

(イ) 雨水流出抑制施設の整備

○ 貯留施設の整備

雨水を一時的に貯留し徐々に流出させるため、公共施設等への貯留施設の整備を検討する。

○ 浸透施設の整備

- ・ 雨水を浸透枡や浸透埋設管に導き、地中に浸透させる施設の整備を推進する。
- ・ 駐車場や歩道等に浸透性の舗装を行い、雨水を地中に浸透させることに努める。

○ 宅地開発等の指導

市は、宅地開発に際しては、雨水流出抑制施設の設置等、治水対策上の指導を行う。

○ 緑地・農地の保全

緑地や農地の持つ保水・貯留機能を維持・確保するため、開発等により失われつつある緑の保全に努める。

(ウ) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（避難確保計画）

市は、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を実施する。

また、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内にある施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

<四のイ 地下街等>

- ・単独又は共同で、国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保及び浸水防止のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（義務）

<四のロ 要配慮者利用施設>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- ・計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施（義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）

<四のハ 大規模工場等>

- ・国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- ・計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- ・自衛水防組織の設置（努力義務）
- ・計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市町村長への報告（義務）

さらに、市長は、国土交通省令で定めるところにより、浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を住民、滞在者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じる。

ハザードマップの配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等についても定期的に確認するよう努めるものとする。

【資料3－2】洪水浸水想定区域内における要配慮者利用施設一覧

（エ）内水対策

近年、短時間で局所的に降る集中豪雨等の発生により、都市部において浸水被害が頻発している。このような水害から住民の生命や財産を守り、都市生活や都市機能を確保する必要がある。

○ 下水道等の整備推進

市は、下水道の整備を推進するとともに、雨水幹線についても必要に応じた整備を実施する。

○ ハザードマップの作成

大雨による浸水（内水氾濫）の被害実績を盛り込んだハザードマップを作成し、市民に情報提供を行う。

2 水害予防－地盤沈下

（１）取組方針

地盤沈下は、地盤高の低下による低地の浸水危険性の増加、不等沈下による排水不良、土木構造物や建築物の基礎の耐久性劣化等の誘因となるものである。このため、広域的な地盤沈下の原因となる地下水の過剰揚水を規制し、地盤沈下の進行を抑制させる必要がある。

（２）具体的な取組内容

ア 地下水の採取規制

【環境課、県】

市内全域が「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び県生活環境保全条例による地域指定を受けており、工業用と建築物用の用途を対象に、地下水の採取が規制されている。今後とも制度の適正な運用により、地下水利用の適正化を推進していく。

3 防災都市づくり

「第2編 震災対策編－第2章－第2節－<予防・事前対策>－1 防災都市づくり（第2編-22ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 公共施設等の応急対策
2 河川・水路の応急対策

「第2編 震災対策編—第2章—第2節—<応急対策>（第2編-32ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 復旧計画の方針
2 迅速な災害復旧

「第2編 震災対策編—第2章—第2節—<復旧対策>（第2編-35ページ）」を準用する。

第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第3節（第2編-41ページ）」を準用する。

第2 現況

「第2編 震災対策編－第2章－第3節（第2編-41ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 交通関連施設の安全確保
2 交通規制等の体制の整備
3 緊急輸送道路及び優先確保道路の指定・復旧体制の整備
4 ライフラインの確保
5 エネルギーの確保

「第2編 震災対策編－第2章－第3節－<予防・事前対策>（第2編-43ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 道路ネットワークの確保
2 交通規制
3 交通施設の応急対策
4 ライフライン施設の応急対策
5 発災時のエネルギー供給機能の確保

「第2編 震災対策編－第2章－第3節－<応急対策>（第2編-47ページ）」を準用するほか、「同－2 交通規制（第2編-49ページ）」について、次のとおり対応する。

- 道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

<復旧対策>

1 ライフライン施設の早期復旧

「第2編 震災対策編－第2章－第3節－<復旧対策>（第2編-58ページ）」を準用する。

第4節 応急対応力の強化

第1 基本方針

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、被災者の救助や被災地の復旧を迅速に行うため、災害対策本部を設置し、有機的な連携を図りながら、それぞれの機能を十分に活用し、応急活動体制に万全を期す。

第2 現況

○ 防災拠点

災害時には災害対応の機能を有する主要な施設を防災拠点として位置づけ、整備している。

【防災拠点の概要】

防災中枢拠点	幸手市役所
防災中枢副拠点	保健福祉総合センター（ウェルス幸手）
防災地区拠点	幸手中学校、東中学校、西中学校
物資拠点	アスカル幸手
指定避難所	幸手小学校、権現堂川小学校、上高野小学校、吉田小学校、八代小学校、行幸小学校、さかえ小学校、長倉小学校、日本保健医療大学（幸手北キャンパス、幸手南キャンパス）、さくら小学校、幸手看護専門学校、幸手中学校、東中学校、西中学校、幸手桜高等学校、市民文化体育館（アスカル幸手）
防災活動拠点	県営権現堂公園2号公園、県営権現堂公園3号公園、県営権現堂公園4号公園

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 水防
2 応急活動体制の整備
3 防災拠点の整備

1 水防

(1) 取組方針

水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援並びに水防団に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用について計画するものであり、水防法第7条の規定に基づく県水防計画による。

ただし、災対法に基づく災害対策本部が設置されたときは、本計画により同本部と密接に連絡するものとする。

(2) 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所である。

河 川 名	区域（地先）	管理者
江戸川	西関宿、中島、花島、槇野地	久喜市
中川	上吉羽	幸手市
倉松川	中1、2丁目、南1、3丁目	幸手市

【資料5－1】重要水防区域一覧

(3) 水防組織

市の東部を流れる江戸川の流域は、久喜市、杉戸町、春日部市、茨城県猿島郡五霞町にわたっており、これらの市町と合同で利根川栗橋流域水防事務組合を結成している。

【資料1－4】利根川栗橋流域水防事務組合同規約

【利根川、江戸川】

水防管理団体…利根川栗橋流域水防事務組合

水防本部	久喜市
本部長	管理者
本部付	事務局長（市民部副部長） 消防防災課長 埼玉東部消防組合消防局長 久喜消防署栗橋分署長・鷺宮分署長 久喜市消防団長

→	支部	幸手市
	支部長	副管理者
	支部付	くらし防災課副参事 埼玉東部消防組合幸手消防署長 幸手市消防団長

本部長は、水防本部及び支部を設置したときは、その旨を次の機関へ連絡するものとする。

機 関 名	連 絡 先	電話番号
国土交通省利根川上流河川事務所	防災対策課	0480-52-3956
国土交通省江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436
埼玉県杉戸県土整備事務所	河川担当	0480-34-2397

【中川、倉松川】

水防管理団体…幸手市

水防本部	幸手市
本部長	水防管理者（幸手市長）
本部付	くらし防災課副参事 埼玉東部消防組合幸手消防署長 幸手市消防団長

本部長は、当該河川に関して報告事項がある場合は、その旨を次の機関へ連絡するものとする。

機 関 名	連 絡 先	電話番号
埼玉県杉戸県土整備事務所	河川担当	0480-34-2397

(4) 具体的な取組内容

ア 水防体制の確立 【水防管理者、くらし防災課（防災担当）】

(ア) 江戸川、利根川

水防管理者は、洪水予報が発せられたときは、必要に応じて水防関係者を待機させるとともに、その後の情報把握に努め、消防機関を次の指示に支障のないような状態におく。

また、台風、集中豪雨等により水害の発生が予想される場合、水防管理者はただちに消防機関に水防組織の編成を要請する。

なお、消防機関の体制は、埼玉東部消防組合警防規程及び埼玉東部消防組合消防局消防計画による。

- 水防管理者は、洪水予報が発せられたときは必要に応じ水防関係者を待機させるとともに、連絡員を水防管理団体本部に詰めさせ、その後の情勢把握に努め、水防団及び消防機関を次の指示に支障のないような状態にしておく。
- 水防管理者は、水防上の必要な程度により、第1次出動は資材準備、点検、水こう門の開閉点検及び巡視等、第2次出動は一部出動、第3次出動は全員出動等出動の基準を予め計画しておくものとする。
- 水防管理者は、水防団又は消防機関に出動命令を下すのは概ね次の場合とする。
 - ・ 水防警報によって水防団（消防機関）の出動が要請されたとき。
 - ・ 知事から出動の指示があったとき。
 - ・ 管理者が必要と認めたとき。
- 水防管理者は、次の基準により消防団に出動を指示するものとする。

・ 準備

本部長は利根川の水位が通報水位（2.70m）に達しなお上昇のおそれがある場合、久喜市消防団栗橋支団により連絡員を本部に詰めさせ下記事項の準備をさせるものとし、他の消防団員には待機を指示するものとする。

- ① 水防に関する情報連絡
- ② 水防資材器具の整備点検
- ③ 水こう門の開閉
- ④ 堤防弱点個所の巡視
- ⑤ 通信及び輸送の確保
- ⑥ その他水防活動上必要と認める事

・ 出動

本部長は利根川及び江戸川の水位がそれぞれ氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがある場合、下記により出動命令を出すものとする。

配備区分	基 準	水防事項
第1配備 (警戒出動)	・水防警報の「出動」が伝達されたとき。 ・利根川又は江戸川の水位が氾濫注意水位（利根川：栗橋5.00m、江戸川：西関宿6.10m）に達したとき。	・重要水防箇所の巡視
第2配備 (第1次出動)	・水防警報の「指示」が伝達されたとき。 ・利根川又は江戸川の水位が氾濫注意水位（利根川：栗橋5.00m、江戸川：西関宿6.10m）を越え、災害の起こるおそれがあるとき。	・指示事項に基づく活動 ・堤防の巡視
第3配備 (第2次出動)	・組合管内に相当な被害が発生するおそれがあり、本部長が必要と認めたとき。	・万全な水防体制をとる

・ 報告

次の場合本部長は直ちに杉戸県土整備事務所に報告する。

- ① 水防団及び消防機関が出動したとき
- ② 水防作業開始のとき
- ③ 堤防等に異常を発見したとき及びこれに関する処置

(イ) 中川、倉松川

「第1編 総則－第2章－第2節－第1－1－【体制の配備区分、配備基準及び活動内容（風水害対策）】（第1編-27ページ）」を準用する。

2 応急活動体制の整備 ～ 3 防災拠点の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第4節－<予防・事前対策>（第2編-62ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 水防活動
2 応急活動体制の施行
3 防災拠点の開設・運営
4 警備活動
5 自衛隊災害派遣

1 水防活動

(1) 取組方針

水防区域の監視及び警戒、水防作業を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 水防活動 【水防管理者】

(ア) 監視、警戒活動

○ 利根川、江戸川

・ 常時監視

水防管理者（久喜市長）は、支部長（幸手市長）を通じて市内河川の護岸、河川敷等の現況を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、支部長（幸手市長）は、水防管理者（久喜市長）に報告の上、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求める。

・ 非常警戒

水防管理者（久喜市長）は、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川の管理者に報告するとともに水防作業を開始する。

・ 警察官の出動要請

水防管理者（久喜市長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求める（水防法第22条）。

○ 中川、倉松川

水防管理者（幸手市長）は随時、本市域内の河川等を巡回させ、水防上危険であると認められる箇所がある場合、情報連絡責任者を經由して施設管理者へ連絡し必要な措置を講ずるよう求める。

大雨、洪水及び台風等の気象情報が発令された場合、消防署、消防団は、監視及び警戒を実施し、迅速かつ的確な措置を講ずる。

なお、監視及び警戒が必要な箇所は次のとおりである。

- ・ 埼玉県水防計画（資料編）に定めのある重要水防区域
- ・ 河川、下水道施設の工事箇所
- ・ 浸水履歴のある箇所

【資料5－1】重要水防区域一覧

(イ) 堰、水門の操作

堰、水門の管理者は、降水又は出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとるとともに、その状況を速やかに関係国土交通省各河川事務所長及び県土整備事務所長に通知する。

(ウ) 資器材の備蓄及び水防措置の実施

水防用器具、資材については、利根川栗橋流域水防事務組合で整備をしている。
監視及び警戒により水防措置が必要と認められた場合には、関係機関と協力し、水防措置を実施する。

(エ) 情報連絡

建設経済班長は、「第3編 風水害対策編—第2章—第6節 情報収集・伝達体制の整備—<応急対策>—1 特別警報・警報・注意報等の伝達(第3編-29ページ)」に定める事項のほか、次の事項について本部事務局長に連絡するものとする。

- ・ 配備状況
- ・ 出水の状況
- ・ 堤防の決壊状況
- ・ その他重要と認める情報

(オ) 水防作業上の措置

○ 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

○ 身分証明書の所持

調査及び指導等のため、現場に赴く職員は身分証明書を所持しなければならない。

イ 決壊時の処置 【水防管理者、消防機関】

(ア) 決壊時の処置

○ 通報

堤防等が破堤し、又はこれに準ずべき事態が発生したときは、水防現場責任者は適宜の方法により直ちに支部長（幸手市長）に、支部長は、管理者（久喜市長）に通報しなければならない。

この通報を受けた水防管理者（久喜市長）は、直ちにその旨を杉戸県土整備事務所及び氾濫を予想される方向の隣接水防管理者に通報しなければならない。

また、通報を受けた県土整備事務所長はこれを知事、関係各警察署、その他必要な箇所に連絡するものとする。

この事態が国土交通省直轄管理区域のとき又はその区域に影響する箇所のある場合は、水防管理者（久喜市長）は所轄河川事務所長にも通報しなければならない。

通 報 区 域				通報責任者	受報責任者	通報連絡方法	
水系名	河川名	右岸 左岸	区 域			基 本 系	予 備 系
利根川	利根川	右岸	久喜市管内堤防	利根川栗橋流域水防事務組合管理者	利根川上流河川事務所長	N T T電話で直接連絡する。	N T T電話で大利根出張所経由で連絡する。
利根川	利根川	右岸	茨城県猿島郡五霞町管内堤防	利根川栗橋流域水防事務組合管理者	利根川上流河川事務所長	N T T電話で直接連絡する。	N T T電話で大利根出張所経由で連絡する。
利根川	江戸川	右岸	幸手市管内堤防	利根川栗橋流域水防事務組合管理者	江戸川河川事務所長	N T T電話で直接連絡する。	N T T電話で江戸川上流出張所経由で連絡する。
利根川	江戸川	右岸	北葛飾郡杉戸町管内堤防	利根川栗橋流域水防事務組合管理者	江戸川河川事務所長	N T T電話で直接連絡する。	N T T電話で江戸川上流出張所経由で連絡する。

水防管理者（久喜市長）は、更に幸手警察署及び利根地域振興センターに連絡するものとする。

○ 警察官の出動要請

支部長（幸手市長）は、堤防等が決壊又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、水防管理者（久喜市長）に報告の上、警察署長に対して警察官の出動を要請することができる。

○ 居住者等の水防義務

水防管理者（久喜市長）、水防団長又は消防機関の長は、水防のため、必要がある時はその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

（イ）避難のための立退き

○ 避難の指示

支部長（幸手市長）は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（久喜市長）に報告の上、必要と認める区域の居住者に信号その他の方法により立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく知事及び警察署長にその旨を通知する。

○ 立退き

立退き又はその準備を指示された区域の居住者の救出・避難については、市が消防機関及び警察の協力のもと誘導する。また、支部長（幸手市長）は、水防管理者（久喜市長）に立退き措置を行った旨を報告し、水防管理者（久喜市長）は、その旨を知事に報告する。

○ 立退実施上の注意事項

- ・ 立退信号 水防法第20条に示された警鐘、サイレンによる第四信号及び拡声機又は口頭伝達。

【水防信号及び標識】

a 水防信号

知事の定める水防信号は、次のとおりとする。

- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

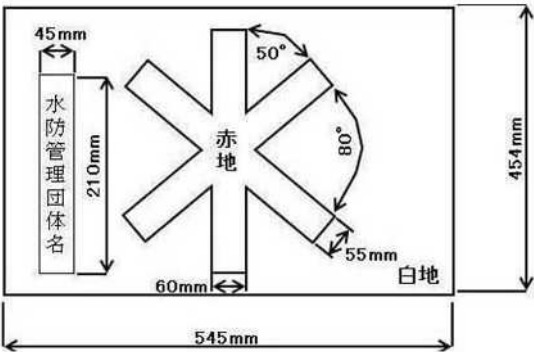
※地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号（余いん防止符）	事 項
第1 信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止	通報水位に達したことを 知らせるもの
第2 信号	○－○－○ ○－○－○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止	水防団員及び消防機関に 属する者の全員が出動す べきことを知らせるもの
第3 信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○－休止 ○－休止 ○－休止	当該水防管理団体の区域 内に居住する者が出動す べきことを知らせるもの
第4 信号	乱打	約 1分 5秒 1分 5秒 ○－休止 ○－休止	必要と認める区域内の居 住者に避難のため立ち退 くことを知らせるもの

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

b 水防標識

- 知事の定める水防のために出動する車両の標識は、次のとおりとする。



※寸法は標準となるものであり、用途に応じ、適宜変更しても差し支えない。

- 水防管理者から委任を受けた者が着用する水防活動者腕章及び建設機械に掲示する横断幕は、当該水防管理者が定めるものとする。

○ 立退に伴う注意事項

- ・ 携行品は最小限度の見廻品とすること。
- ・ 火気は絶対残さぬこと。
- ・ 立退指導者の指示に従うこと。

(ウ) 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ、水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者（久喜市長）は水防解除を命ずると共に、支部長（幸手市長）を通じて、これを一般住民に周知させ、知事に対してその旨を報告しなければならない。

ウ 協力応援 【水防管理団体】

(ア) 水防管理団体相互の協力応援

○ 協力応援

水防管理団体は水防に関する水防機関の相互協力応援に関して必要な事項をあらかじめ協定しておくものとする。

水防管理団体は水防機関の相互協力応援について、水防法第23条第1項にもとづき水防管理者又は消防長が他の水防管理者から応援を求められたときは、応援を求められた水防管理者は自己の防衛区域に危険のない限り相互に応援する外、水防資材等についても、当該区域において調達することの不可能な資材については、努めて併用の便を計るものとする。

○ 費用の負担

協力応援のために要した費用の負担については、相互間の協議により定めるものとする。但し協議が整わない場合は、知事がこれを調整する。

(イ) 自衛隊に対する出動要請

自衛隊法及び自衛隊法施行令に基づき、県内において発生する各種の災害に際し、市民の生命財産を保護するため、自衛隊に対する災害派遣要請、及び自衛隊との連絡を実施する。

なお、細部実施要領等は、「第2編 震災対策編—第2章—第4節—<応急対策>—5 自衛隊災害派遣（第2編-69ページ）」による。

エ 水防報告 【水防管理者、建設経済班】

(ア) 水防管理団体の報告

情報連絡責任者を定め、水防活動実施の際、下記報告様式にて杉戸県土整備事務所長へ報告する。

○ 水防活動実施報告（様式31）

- ・ 水防活動の開始時・終結時に報告
- ・ 亀裂、漏水、越水、洗掘等の状況が生じた場合は逐次、情報収集し、報告。
- ・ 破堤等、重大な状況が生じた場合はすみやかに情報収集し、また情報が入り次

第、報告。

○ 活動内容報告（様式32）

- ・ 水防活動の終結後に報告

【様式31】水防活動実施報告書

【様式32】活動内容報告

2 応急活動体制の施行 ～ 5 自衛隊災害派遣

「第2編 震災対策編－第2章－第4節－<応急対策>（第2編-67ページ）」を準用する。

第5節 消防力の充実強化

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第5節（第2編-73ページ）」を準用する。

第2 現況

「第2編 震災対策編－第2章－第5節（第2編-73ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 消防力の充実強化

2 救急救助体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第5節－<予防・事前対策>（第2編-75ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 消防活動

「第2編 震災対策編－第2章－第5節－<応急対策>（第2編-77ページ）」を準用する。

第6節 情報の収集・伝達体制の整備

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第6節（第2編-83ページ）」を準用する。

第2 現況

「第2編 震災対策編－第2章－第6節（第2編-83ページ）」を準用する。

なお、風水害時にのみ使用するシステムとして、次のものがある。

- | |
|-------------------------------------|
| ・気象観測装置POTeka
・河川カメラ（河川管理者設置のもの） |
|-------------------------------------|

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

- | |
|-------------------|
| 1 情報の収集・伝達体制の整備 |
| 2 気象情報や避難情報の活用の周知 |

1 情報の収集・伝達体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第6節－<予防・事前対策>－1 情報の収集・伝達体制の整備（第2編-85ページ）」を準用する。

2 気象情報や避難情報の活用の周知

（1）取組方針

早期の住民避難を促すため、避難の判断に必要な気象情報等を周知し、住民の防災意識向上を図る。

（2）具体的な取組内容

ア 気象情報や避難情報の活用の周知

【くらし防災課（防災担当）】

気象情報等災害から身を守るための情報を住民に周知し、居住地域で起こり得る災害及びその態様に応じて危険から身を守る行動を普及する。

<応急対策>

1 特別警報・警報・注意報等の伝達
2 市、県等における措置
3 災害情報の収集・伝達
4 異常な現象発見時の通報
5 広聴広報活動

1 特別警報・警報・注意報等の伝達

(1) 取組方針

特別警報・警報・注意報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定め、迅速かつ正確に伝達する。

(2) 具体的取組

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

○ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれのあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値が時間帯ごとに示されて、県内の市町村ごとに発表される。また、低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル（危険度分布）」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

○ 対象地域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（6地域）を用いることもある。

天気予報は一時細分区域（3区域）に区分して発表する。

【特別警報・警報・注意報の概要】

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害が発生するおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が発生するおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

【特別警報・警報・注意報の種類の概要】

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注 意 報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるとときに発表される。

【水防活動用】

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報	発表基準
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	河川の上流域での降雨や降雪等により河川が増水し、重大な災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生する恐れがあると予想されたときに発表される。

【幸手市における特別警報・警報・注意報発表基準（熊谷地方気象台）】

種 類		発表基準	
特別 警報 ※1	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
警 報	大雨	(浸水害) 表面雨量指数基準	18
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準	—
	洪水	流域雨量指数基準	倉松川流域=10.9, 中川流域=18.2
		複合基準*1	倉松川流域= (16, 8.2)
		指定河川洪水予報による基準	利根川上流部 [八斗島・栗橋], 江戸川 [西関宿]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
注 意 報	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	117
	洪水	流域雨量指数基準	倉松川流域=8.7, 中川流域=14.5
		複合基準※2	倉松川流域= (5, 5.2)
		指定河川洪水予報による基準	江戸川 [西関宿]
	強風	平均風速	11m/s
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	雷	落雷等で被害が予想される場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%	
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下※3	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
	融雪		
	なだれ		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合

※1 冬期の気温は熊谷地方気象台の値

※2 冬期の気温は秩父特別地域気象観測所の値

※3 現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない
警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄は空白でそれぞれ示している。

- (1) 警報とは、重大な災害が発生するおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が発生するおそれのある旨を注意して行う予報である。警報等は災害発生に密接に結びついた指標（風速や雨量指数など）が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- (2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報等の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報等について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

○ 各種気象情報

・ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、埼玉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する埼玉県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する埼玉県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

・ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

種 類	概 要					
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。					
	段階	今後の情報等に留意	注意	警戒	危険	災害切迫【警戒レベル5相当】
	色分け	白	黄	赤	紫	黒
	浸水害の危険度	低 ←————→ 高				
	1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。					
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。					
	警戒レベル	—	2 相当	3 相当	4 相当	5 相当
	指定河川洪水予報	発表なし	氾濫注意情報	氾濫警戒情報	氾濫危険情報	氾濫発生情報

[illegible]

- ・ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部等）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県等）で発表される。大雨に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

- ・ 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報で、警戒レベル相当情報を補足する情報である。警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

- ・ 記錄的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

・ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意

を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部等）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

その他の気象情報としては、台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、早期天候情報、少雨に関する情報、高温に関する情報、熱中症警戒アラート等がある。

イ 水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水防警報、水位周知

（ア）水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。警戒レベル2～5に相当する。

名 称	発 表 者	発 表 機 関
利根川上流部洪水予報	国土交通大臣 気象庁長官	国土交通省関東地方整備局 気象庁大気海洋部
江戸川洪水予報		
荒川洪水予報		

【指定河川洪水予報の種類】

洪水の 危険度 レベル	洪水予報の 標題 (洪水予報 の種類)	水位の 名 称	解 説	市町村・市民に 求める行動等
レベル5	氾濫発生 情報 (洪水警報)	(氾濫発生)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。	・逃げ遅れた市民の救助等 ・市民の避難誘導 (新たに氾濫がおよぶ区域) 市は緊急安全確保の発令を判断※
レベル4	氾濫危険 情報 (洪水警報)	氾濫 危険水位	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。	市は避難指示の発令を判断※

洪水の危険度レベル	洪水予報の 標題 (洪水予報の種類)	水位の 名 称	解 説	市町村・市民に 求める行動等
レベル3	氾濫警戒 情報 (洪水警報)	避難 判断水位	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合をのぞく）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。	市は高齢者等避難発令を判断※
レベル2	氾濫注意 情報 (洪水注意報)	氾濫 注意水位	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	・市民は洪水に関する情報に注意 ・水防団の出動
レベル1	(発表なし)	水防団 待機水位	水防団が水防活動の準備を始める目安となる水位	水防団待機

※「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」（内閣府）参照

○ 国が管理する河川の洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項により、国土交通大臣及び気象庁長官が共同して洪水予報を行う洪水予報河川は、次のとおりである。

【洪水予報を実施する河川（水防法第10条第2項による河川）】

利根川上流部	利根川	左岸	群馬県伊勢崎市から境町まで	や っ た じ ま 八 斗 島
		右岸	群馬県玉村町から江戸川分派点まで	く り は し 栗 橋
江 戸 川	江戸川	左岸	利根川分流点から海まで (旧川を除く)	に し せ き や ど 西 関 宿
		右岸		の だ 野 田
荒 川	荒 川	左岸	埼玉県深谷市菅沼前久保から海まで	く ま が や 熊 谷
		右岸	埼玉県深谷市本田坂下から海まで	い わ ぶ ち す い も ん か み 岩 淵 水 門 (上)

(イ) 水防法に基づく水防警報

水防警報は、あらかじめ指定された河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあると認められたときに、水防を行う必要がある旨を警告して行うものであり、水防管理団体の水防活動に指針を与えるものである。

○ 国が管理する河川の水防警報

水防法第16条により、国土交通大臣が行う水防警報河川は、次のとおりである。

【河川名及びその区域】

河川名	基準水位 観測所	水 防 警 報 区 域		発表を 行う者
利根川	くりはし 栗 橋	自 茨城県古河市中田新田 至 同県猿島郡境町桐ヶ作	自 埼玉県久喜市栗橋 至 茨城県猿島郡五霞町大字 山王	利根川上流 河川事務所
江戸川	にしせきやど 西 関 宿	自 幹川分派点 至 千葉県野田市関宿丸井	自 幹川分派点 至 埼玉県春日部市新宿新田	江戸川 河川事務所
荒 川	くまがや 熊 谷	自 埼玉県深谷市荒川字下川 原 至 埼玉県上尾市大字平方	自 埼玉県大里郡寄居町 至 埼玉県川越市大字中老袋	荒川上流 河川事務所

【水防警報の対象となる基準水位標】

河川名	水位標名	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位
利根川	くりはし 栗 橋	埼玉県久喜市栗橋	2.70 m	5.00 m	7.60 m	9.20 m
江戸川	にしせきやど 西 関 宿	埼玉県幸手市大字西関宿	4.50 m	6.10 m	8.10 m	8.90 m
荒 川	くまがや 熊 谷	埼玉県熊谷市榎町	3.00 m	3.50 m	5.00 m	5.50 m

○ 水防警報の種類

水防警報の種類及び発表基準は次のとおりである。

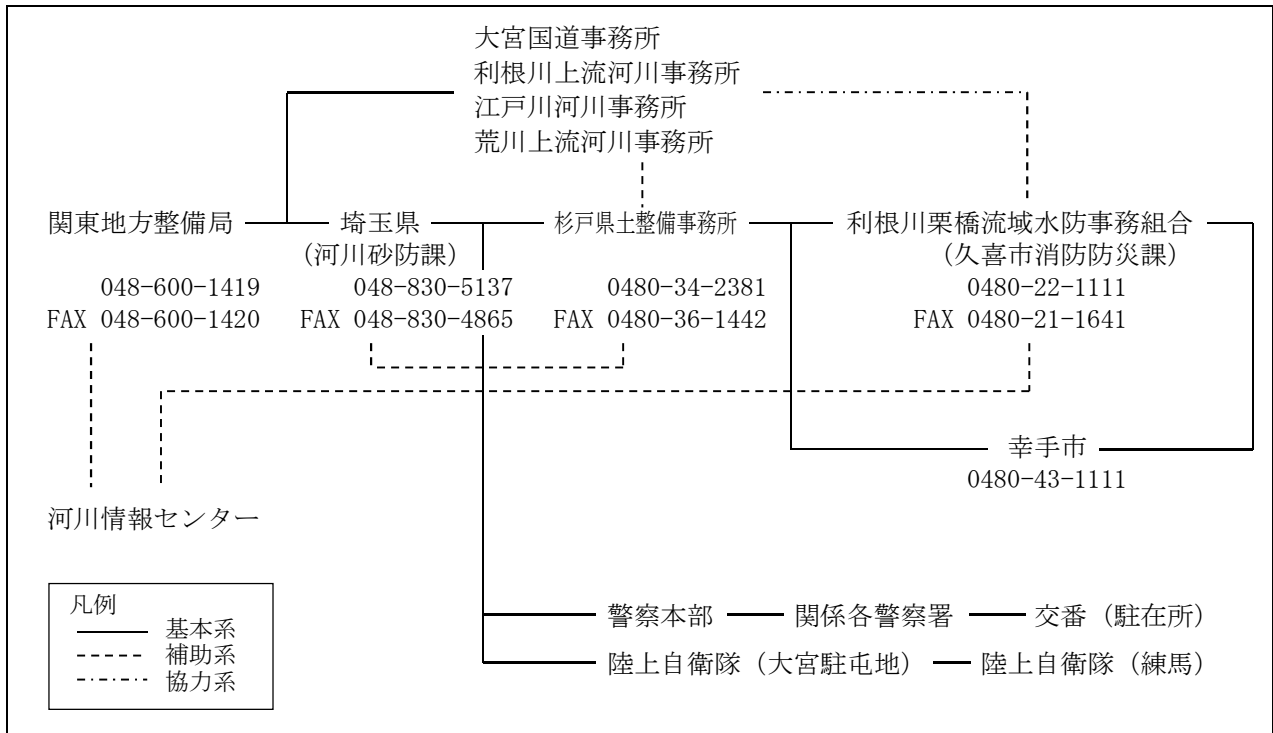
種類	内 容	発 表 基 準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を超える恐れがあるとき。
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水（水があふれる）・漏水・法崩（堤防斜面の崩れ）・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

（出典：埼玉県水防計画）

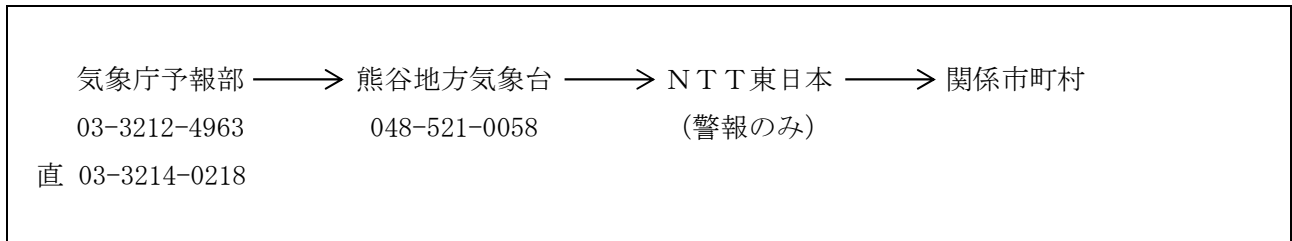
ウ 洪水予報の伝達系統

(国土交通関東地方整備局及び気象庁予報部が発表する洪水予報)

【関東地方整備局】

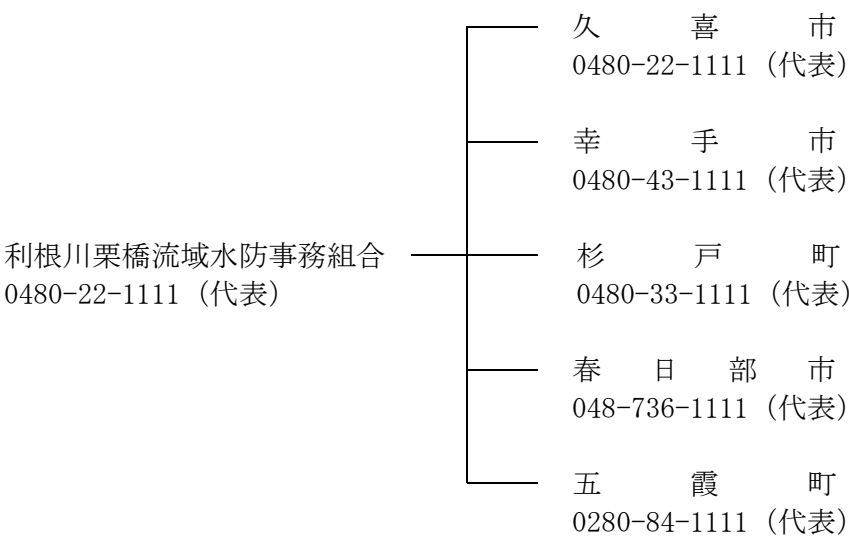


【気象庁予報部】

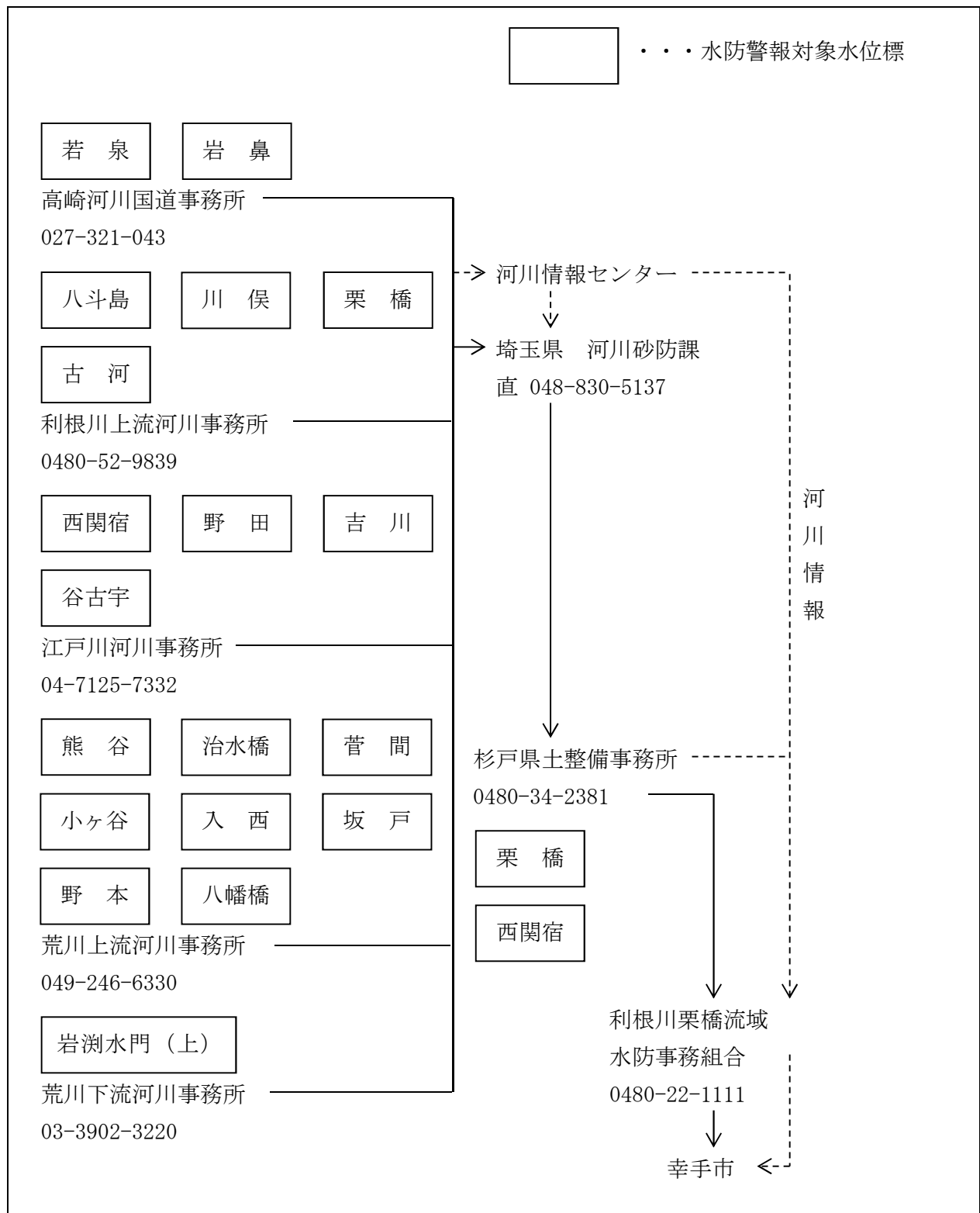


エ 管理者が行う伝達先及び伝達系統図

管理者は前表により通知を受けたときは、次の要領により組合各市町に伝達するものとする。

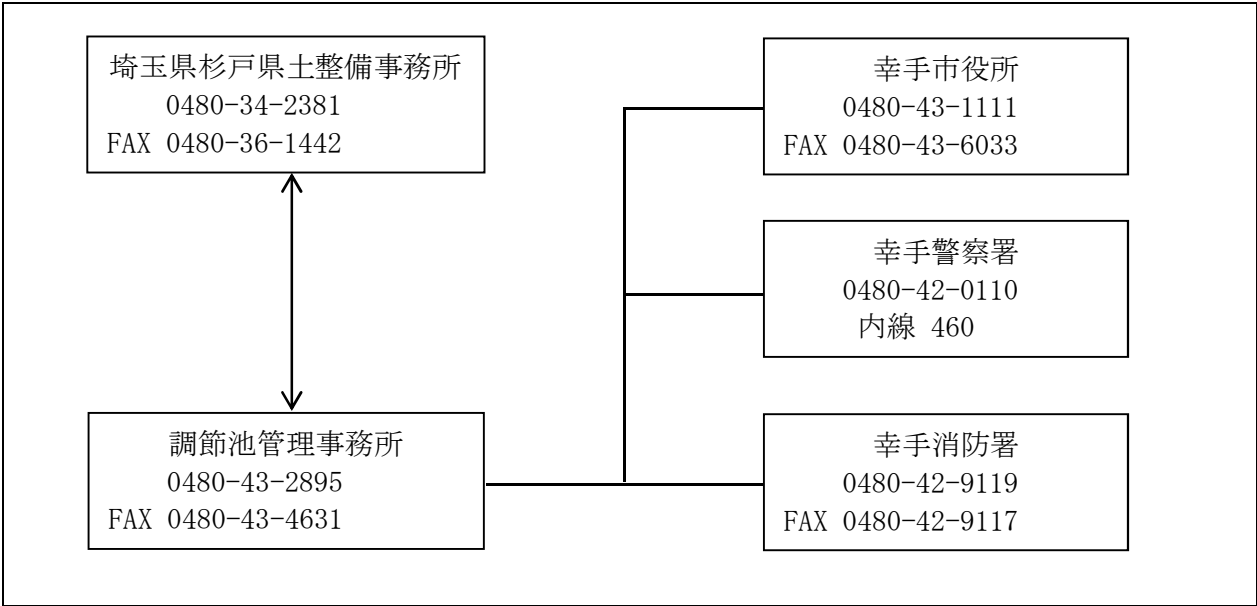


オ 水防警報の伝達系統（国土交通大臣の行う水防警報）



力 権現堂調節池放流等の連絡系統

【権現堂調節池放流等連絡系統】



【中川上流排水機場に関する情報伝達系統】



キ 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに熊谷地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市や消防機関に伝達される。

【通報実施基準】

熊谷地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、通報を実施する。

ただし、実施基準に該当する地域・時間帯で降水（降雪含む）が予想される場合には、通報を実施しないときがある。

ク 熊谷地方気象台と県・市とのホットラインの運用

熊谷地方気象台は、下記の場合において気象実況及び今後の気象予報を伝えるため、

県防災担当者又は市町村防災担当課責任者等へ電話連絡する。

- ・既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合
 - ・特別警報の発表予告・発表・切替・解除をした場合
 - (1) 台風等の接近に伴う実況や予想により、特別警報の発表が予想され、特別警報発表の可能性に言及した気象情報を発表した場合
 - (2) 実況及び予想から大雨、大雪、暴風、暴風雪の特別警報を発表した場合、又は、特別警報の切替をした場合
 - (3) 特別警報を警報に切り替えた場合
- ※但し、予測技術の限界等から早期に警戒を呼びかけることができない場合がある。

なお、緊急性が高い場合等には、首長又は幹部職員に直接連絡を行う。

また、市が、避難指示等の判断や災害対策の検討等を行う際、熊谷地方気象台に対して気象情報や今後の気象予報について助言を求めることができる。

さらに、市は避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ケ 気象警報等の伝達

気象業務法に基づき、熊谷地方気象台及び気象庁本庁は気象警報等を発表、切替、解除した場合は次の機関へ通知するものとする。ただし、水防法及び気象業務法に基づく河川を指定した洪水予報は県水防計画による。

【各機関への特別警報・警報・注意報等の通知内容】

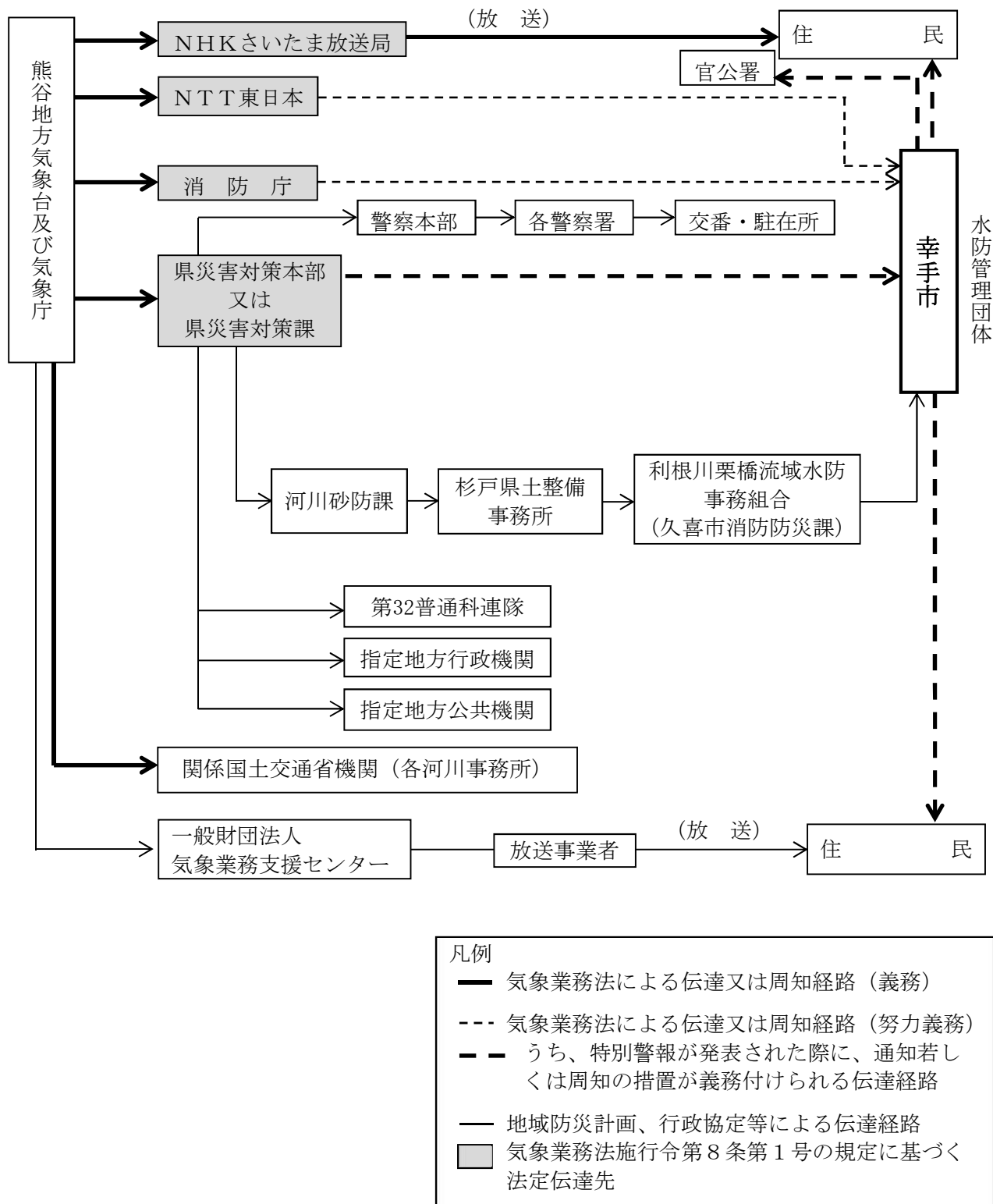
種 別 通 知 先	特 別 警 報 ・ 警 報	注 意 報	気象情報					水防活動用警報 ・ 注意報 ・ 情報		
			全 般 関 東 甲 信 地 方 埼 玉 県 気 象 情 報	竜 巻 注 意 情 報	記 録 的 短 時 間 大 雨 情 報	土 砂 災 害 警 戒 情 報	そ の 他 の 気 象 情 報	警 報	注 意 報	情 報
NTT東日本 (警報伝達システム 担当)	●	○						●	○	
NHKさいたま放送局	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○
消防庁	●	○		○	○	○		●	○	
県災害対策課	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○
関係国土交通省機関 (各河川事務所等)	●	○	○	○	○	○	○	●	○	○

● 気象業務法第15条による通知先を示す。

○ 上記以外の通知先を示す。

※ 洪水は警報に限る。

【伝達系統図】



2 市、県等における措置

(1) 基本方針

気象警報等が適切に伝達され、被害の未然防止がなされるよう対応する。

(2) 具体的役割

ア 県の措置

- 県は気象警報等を受領したときは、直ちに警報等の種別により関係各課、関係出先機関及び市町村等に伝達する。
- 特に、気象等の特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに市に通知するとともに、関係市町村へは電話連絡等を行う。

イ 市の措置

【本部事務局】

(ア) 気象警報等の伝達

市は、県等関係機関から気象警報等の伝達を受けたときは、本計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。（災対法第56条）

特に、気象等の特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線及び広報車により住民へ周知する等の対応をとるものとする。

ウ NTT東日本の措置

【東日本電信電話（株）】

東日本電信電話（株）は、熊谷地方気象台から気象警報等の伝達を受けたときは、直ちに関係市町村等へ通知する。

エ 勤務時間外における注意報等の伝達

【本部事務局】

市は、勤務時間外に伝達される気象警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておくものとする。

オ 水防法に定める水防警報、消防法に定める火災警報

【本部事務局、県、関東地方整備局】

(ア) 水防警報

洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防活動を行う旨を発表する。

国土交通大臣が指定した利根川水系及び荒川水系の河川については、関東地方整備局の関係事務所が発表する。

県知事が指定した河川については、県河川砂防課が発表し、県水防計画の定めるところにより処置する。

(イ) 火災警報

市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき発表するもので、「第6編 事故災害対策編－第1節－第1 火災予防（第6編-3ページ）」の定めるところにより処置する。

3 災害情報の収集・伝達

「第2編 震災対策編—第2章—第6節—<応急対策>—1 災害情報の収集・伝達（第2編-89ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（1）風水害時に収集すべき情報

【警戒段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 気象警報等、気象情報	予測される雨量等警戒すべき災害事項	発表後即時	・熊谷地方気象台	・災害オペレーション支援システム ・防災情報提供システム（気象庁） ・専用回線電話 ・加入電話、テレビ・ラジオ
(イ) 雨量等の気象情報の収集	降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随 時	・気象庁アメダス雨量、降水短時間予報 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システム等） ・各雨量観測実施機関 ・市独自の雨量観測所	・災害オペレーション支援システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・水防無線
	・河川水位・流量等の時間変化 ・内陸滞水の状況	随 時	・県河川砂防課・県土整備事務所（県水防情報システム等） ・消防機関の警戒員 ・自主防災組織	
(ウ) 危害危険箇所等の情報の収集	河川周辺地域及び土砂災害危険箇所等における発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・高潮情報	異常の 覚知後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・自主防災組織、住民	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・アマチュア無線
(エ) 住民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所等） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

【発災段階で収集すべき情報の例示】

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
(ア) 発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期等）浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・内陸滞水・高潮による浸水状況 〔特に死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の 覚知後即時	・市、消防機関等の警戒員 ・警察 ・各公共施設の管理者等 ・自主防災組織、住民 〔被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に〕	・防災情報システム ・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・専用回線電話 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害応急復旧用無線電話（TZ41等） ・孤立防止無線
	・ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水	被災後、被害状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・専用回線電話 ・災害応急復旧用無線電話

情報項目	情報の内容	収集時期	収集源	伝達手段・経路等
	道、ガス、電話、通信施設等の被災状況			
(イ)住民の動向	・発災段階の避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、避難所等)	避難所の収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防・警察 ・自主防災組織	・市防災行政無線移動局 ・消防無線 ・加入電話 ・アマチュア無線

4 異常な現象発見時の通報

(1) 基本方針

災害が発生するおそれがある異常な現象を速やかに把握する。

(2) 具体的な取組

ア 異常な現象発見時の通報

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第54条に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者の通報は次の要領による。

○ 発見者の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市町村長又は警察官に通報しなければならない。（災対法第54条）

何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。（同条第2項）

通報を受けた警察官はその旨を速やかに市町村長に通報しなければならない。（同条第3項）

○ 市長の通報及びその方法

前項の通報を受けた市長は、本計画の定めるところにより気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

【気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項】

○ 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等

○ 地震に関する事項

数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

○ 気象庁機関の通報先

熊谷地方気象台

5 広聴広報活動

「第2編 震災対策編—第2章—第6節—<応急対策>—2 広聴広報活動（第2編-96ページ）」を準用する。

第7節 医療救護等対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第7節（第2編-98ページ）」を準用する。

第2 現況

「第2編 震災対策編－第2章－第7節（第2編-98ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 医療救護体制の整備
2 防疫体制の整備
3 埋・火葬のための資材、火葬場の確保

「第2編 震災対策編－第2章－第7節－<予防・事前対策>（第2編-100ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 初動医療体制
2 遺体の取扱い

「第2編 震災対策編－第2章－第7節－<応急対策>（第2編-105ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 防疫活動
2 遺体の埋・火葬

「第2編 震災対策編－第2章－第7節－<復旧対策>（第2編-110ページ）」を準用する。

第8節 避難対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第9節（第2編-121ページ）」を準用する。

なお、風水害は地震のような突発的な災害ではなく、ある程度予測可能な災害であることから、避難誘導の方法、避難所の運営及び対象者の行動に違いがあることに留意する。

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 避難体制の整備

1 避難体制の整備 【

「第2編 震災対策編－第2章－第9節－<予防・事前対策>－1 避難体制の整備（第2編-122ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 避難判断基準の策定

【くらし防災課（防災担当）】

市は、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や避難指示等を発令するために必要な判断基準、伝達方法を事前に定める。また、浸水等のリスクを考慮した上で、避難場所、避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

避難に当たっては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

○ 洪水等に対する住民の警戒避難体制

市は、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

○ 局地的短時間豪雨

市は、避難指示の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

イ 発災前の避難決定及び住民への情報提供

【くらし防災課（防災担当）】

台風、豪雪、洪水等は、被災までに一定の時間があり、予見性が高い。市は、熊谷地方気象台等専門機関からの情報に基づき、発災前の早い段階における避難決定や、住民避難に資する情報提供を実施するよう努める。

住民に対しては、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知する。

ウ 事業者による従業員等の安全確保

【事業者】

事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業等不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

<応急対策>

1 避難の実施
2 避難所の開設・運営
3 広域避難
4 広域一時滞在

1 避難の実施

「第2編 震災対策編―第2章―第9節―<応急対策>―1 避難の実施（第2編-127ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（１）取組方針

「第2編 震災対策編―第2章―第9節―<応急対策>―1 避難の実施（第2編-127ページ）」を準用する。

（２）具体的取組

ア 避難指示 【本部事務局】

（ア）実施責任者

避難のための立退きの指示、立退き先の指示、及び必要に応じて屋内での待避等の指示は、次の者が行うものとする。

実施責任者	根拠法令	適用災害
知事、その命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり
市長	災対法第60条	災害全般
水防管理者	水防法第29条	洪水
警察官	災対法第61条及び警察官職務執行法第4条	災害全般
災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官 （その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第94条	災害全般

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、都道府県知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該市長に代わって実施しなければならない。

○ 避難指示

・ 市長（水防管理者）

市長（水防管理者）は、火災、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示、立退き先の指示、又は屋内での待避等の安全確保措置の指示を行うものとする。

・ 知事又はその命を受けた職員

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立退きの指示を行うものとする。

・ 警察官

警察官は、災害の発生により、住民の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合において、市長もしくはその権限を代行する市の職員が指示できないと認めるとき、又は市長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。

・ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をするものとする。

(イ) 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示し、市民に伝達する。

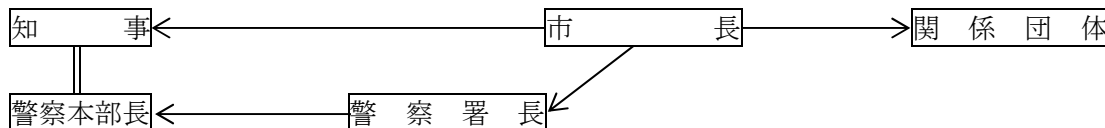
- ・ 要避難対象地域
- ・ 立退き先
- ・ 避難先及び避難経路
- ・ 避難理由
- ・ 避難時の留意事項

【様式14】避難指示書

(ウ) 関係機関相互の通知及び連絡

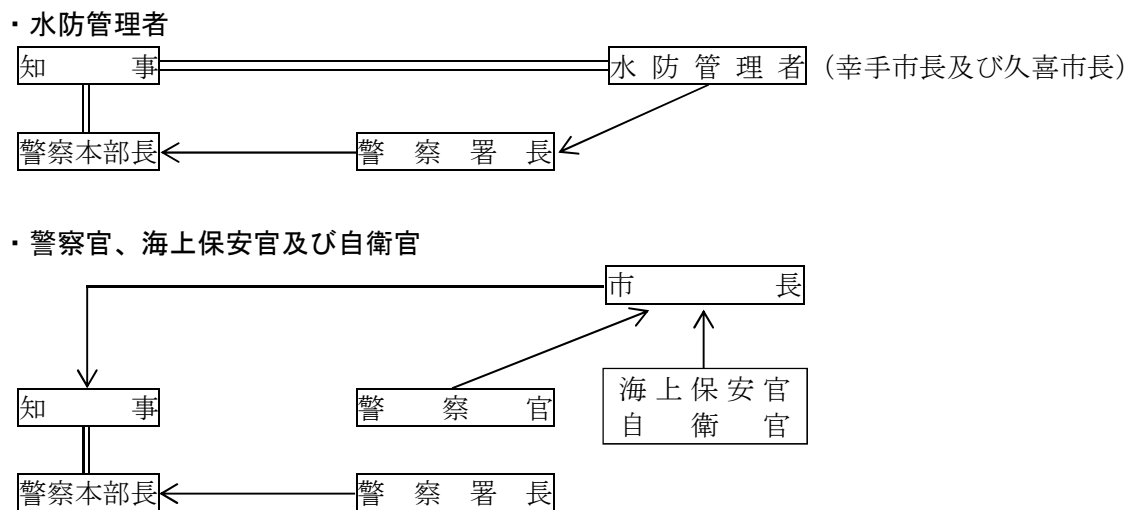
避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡するものとする。(注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す)

・ 市長



・ 知事又はその命を受けた職員





【様式15】避難指示についての報告

(エ) 発令基準及び伝達方法

避難指示の発令者は、おおむね次の基準により発令し、伝達するものとし、具体的な発令基準を定めておくものとする。

種 別	発令基準	伝達方法
避難指示	1 気象台から豪雨、台風、地震等災害に関する警報が発され、避難を要すると判断される時。 2 関係機関から豪雨、台風、地震等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される時。 3 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。 4 河川の上流の地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。 5 火災が拡大するおそれがあるとき。	(1) サイレン、警鐘、標識によるほか広報車、消防機関、水防団体による周知及びラジオ、テレビ等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図るものとする。 (2) できるだけ民心を恐怖状態におちいらせないようにするとともに火災の予防についても警告するものとする。

イ 市長による避難情報の発令

【本部事務局】

(ア) 市長による避難情報の発令

市長は、あらかじめ定めた判断基準に基づき、次の三類型による避難情報を発令する。発令に当たっては、気象情報や河川の水位情報等の把握に努め、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して、空振りを恐れず、適切なタイミングで行うものとする。

種 別	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	【危険な場所から高齢者等避難】 - 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 - その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。またハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できた場合は、自らの判断で屋内安全確保の準備をする。 - 特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、準備が整い次第、当該災害に対応した避難（指定緊急避難場所へ立退き避難又は屋内安全確保）をすることが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	【危険な場所から全員避難】 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、近隣の安全な場所への立退き避難を行う。 ・平時からハザードマップやマイ・タイムライン等により屋内で身の安全を確保できることを確認できている場合は、自らの判断で屋内安全確保を行う。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	災害発生(※1)又は切迫(※2)している状況 ※1 災害発生堤防の決壊により河川の氾濫発生 ※2 災害の切迫水位の推定値等から河川が氾濫している可能性がある場合と判断できる場合	【緊急安全確保】 ・災害が発生又は切迫し、命の危険がある状況となっており、緊急に身の安全を確保する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難がかえって危険となるため「近くの堅固な建物への退避」や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」へと行動変容する。 ・災害が発生・切迫している状況を市が確実に把握できるとは限らないので、必ず発令される情報ではない。したがって、居住者等は平時からハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、近隣の災害リスクと警戒レベル5緊急安全確保が発令された際に取りべき行動を検討する。

(用語の説明)

- 避難 : 災害から命を守るための行動
- 立退き避難 : 指定緊急避難場所や「近隣の安全な場所」へ移動する避難行動
- 近隣の安全な場所: 指定緊急避難場所ではないが、親戚・知人宅、ホテル等の近隣のより安全な浸水しない場所・建物等
- 屋内安全確保: その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動。自宅等の居場所や安全を確保できる場所にとどまる「待避」や屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難」を指し、居住者等がハザードマップやマイ・タイムライン等を確認し、自らの判断でとる行動。以下の条件を満たされている必要がある。

- ・自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域（堤防決壊等により激しい氾濫流や河川浸食が発生する区域）に存していないこと
- ・自宅等に浸水しない居室があること
- ・自宅等が一定期間浸水することに伴う支障（食料等の確保や電気、ガス、トイレ等の使用）を許容できること

(イ) 市長への助言 【県、熊谷地方気象台、関東地方整備局】

県、熊谷地方気象台及び関東地方整備局は、市から求めがあった場合には、避難情報の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、県は、時期を失することなく避難情報が発令されるよう、市に積極的に助言するものとする。

ウ 警戒区域の設定 【本部事務局】

警戒区域の設定にあたっては、次に示すとおり状況に応じて指示を行う。また、指示を行ったものは、その旨を関係機関及び住民に周知する。

状 況	措 置	指示者	対象者
ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要な場合(災害対策基本法第63条)	(ア) 立入制限 (イ) 立入禁止 (ウ) 退去命令	(ア) 市町村長 (イ) 警察官(注1) (ウ) 自衛官(注3) (エ) 知事(注4)	災害応急対策に従事する者以外の者
イ 水防上緊急の必要がある場所(水防法第21条)	(ア) 立入禁止 (イ) 立入制限 (ウ) 退去命令	(ア) 水防団長、水防団員、又は消防機関に属する者 (イ) 警察官(注2)	水防関係者以外の者
ウ 火災の現場及び水災を除く災害(消防法第36条において準用する同法第28条)	(ア) 退去命令 (イ) 出入の禁止 (ウ) 出入の制限	(ア) 消防職員又は消防団員 (イ) 警察官(注2)	命令で定める以外の者
エ 人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合(警察官職務執行法第4条)	(ア) 引き留め (イ) 避難 (ウ) 必要な措置命令	(ア) 警察官	その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者

(注1) 市長若しくはその委任を受けて警戒区域の設定の職権を行う市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注2) (ア)に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注3) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、(ア)及び(イ)がその場にいない場合に限り、警戒区域の設定の職権を行うことができる。

(注4) 知事は災害によって市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市長に代って実施しなければならない。

エ 避難誘導 【本部事務局、住民班、福祉班】

(ア) 市の役割

○ 避難指示又は高齢者等避難の伝達

市は、住民に対し、避難指示又は高齢者等避難を伝達する際には、次の内容を明らかにし、避難の必要性が伝わるよう配慮する。特に、台風による大雨発生等事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

<災害の発生状況に関する状況>

- ・河川が氾濫する等の災害が発生したこと（発生場所や時刻等の具体的な状況が把握できている場合には、それらを明示する。）
- ・災害の拡大についての今後の見通し

<災害への対応を指示する情報>

- ・危険地区住民への避難指示
- ・避難誘導や救助・救援への住民の協力要請
- ・周辺河川や斜面状況への注意・監視
- ・誤った情報に惑わされないこと
- ・冷静に行動すること

また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の人が集まる場所等にいる住民に対して迅速かつ確実な伝達が行われるように努める。

○ 避難誘導

市は、避難にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児等の自力避難が困難な者、また地理に不案内な者、日本語を解さない者等の避難行動要支援者の確実な避難のため、避難誘導員を配置するものとする。その際、自主防災組織と連携し、地域単位での安全で迅速な避難を図る。

また、安全に避難誘導をするため、避難誘導員は地域の災害危険性に関してあらかじめ情報収集を行っておくものとする。

(イ) 警察機関の任務

- 警察官が避難誘導を行う場合は、市、消防機関、水防機関等と協力し、安全な経路を選定するとともに、所要の装備資器材を活用して的確に行うものとする。
- 住民が避難した地域に対しては、状況の許す限り警らを行い犯罪の予防に努める。

2 避難所の開設・運営 ～ 4 広域一時滞在

「第2編 震災対策編－第2章－第9節－<応急対策>（第2編-129ページ）」を準用する。

第9節 災害時の要配慮者対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第10節（第2編-136ページ）」を準用する。

第2 現況

「第2編 震災対策編－第2章－第10節（第2編-136ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

＜予防・事前対策＞

1 避難行動要支援者の安全対策
2 要配慮者全般の安全対策
3 社会福祉施設入所者等の安全対策

「第2編 震災対策編－第2章－第10節－＜予防・事前対策＞（第2編-137ページ）」を準用する。

＜応急対策＞

1 避難行動要支援者等の避難支援
2 避難生活における要配慮者支援
3 社会福祉施設入所者等の安全確保
4 外国人の安全確保

「第2編 震災対策編－第2章－第10節－＜応急対策＞（第2編-144ページ）」を準用する。

第10節 物資供給・輸送対策

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第11節（第2編-149ページ）」を準用する。

第2 現況

「第2編 震災対策編－第2章－第11節（第2編-149ページ）」を準用する。

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材・医薬品の供給体制の整備
2 緊急輸送体制の整備

「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<予防・事前対策>（第2編-150ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 飲料水・食料・生活必需品・防災用資機材等の供給
2 緊急輸送

「第2編 震災対策編－第2章－第11節－<応急対策>（第2編-156ページ）」を準用する。

第11節 市民生活の早期再建

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第2章－第12節（第2編-162ページ）」を準用する。

第2 具体的取組

<予防・事前対策>

1 罹災証明書の発行体制の整備
2 応急住宅対策
3 動物愛護
4 文教対策
5 災害廃棄物等処理対策
6 被災中小企業支援

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<予防・事前対策>（第2編-162ページ）」を準用する。

<応急対策>

1 災害救助法の適用
2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行
3 災害廃棄物等処理対策
4 動物愛護
5 応急住宅対策
6 文教対策

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<応急対策>（第2編-167ページ）」を準用する。

<復旧対策>

1 生活再建等の支援

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<復旧対策>（第2編-182ページ）」を準用する。

第12節 竜巻等突風対策

第1 基本方針

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等突風について、市民への注意喚起を行うとともに市民生活に与える影響を最小限にするための対策を講じる。

第2 現況

○ 竜巻の発生状況

竜巻は上空の寒気により大気の状態が非常に不安定となり、落雷、突風、降ひょうを伴う発達した積乱雲が発生したときに生じることが多い。

日本では、年平均で約20件（2007年～2022年、海上竜巻を除く）の発生が確認されている。

竜巻の発生数は、台風シーズンの9月がもっとも多いが、季節を問わずどのような地域でも発生する可能性がある。

○ 特徴

竜巻は、積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達したこともある。

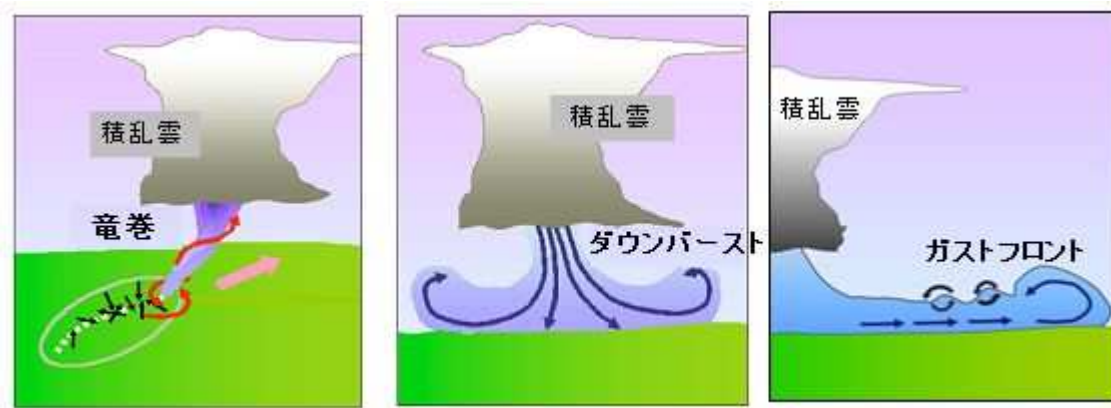
○ その他の突風

・ ダウンバースト

ダウンバーストは、積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。吹き出しの広がり数百メートルから十キロメートル程度で、被害地域は円形あるいは楕円形等面的に広がる特徴がある。

・ ガストフロント

ガストフロントは、積乱雲の下で形成された冷たい（重い）空気の塊が、その重みにより温かい（軽い）空気の側に流れ出すことによって発生する。水平の広がり竜巻やダウンバーストより大きく、数十キロメートル以上に達することもある。



（出典：気象庁ホームページ）

○ 竜巻注意情報、竜巻発生確度ナウキャスト

気象庁は、竜巻等の激しい突風に関する気象情報として、竜巻注意情報を発表しているほか、竜巻等の激しい突風が発生しやすい地域の詳細な分布と1時間先までの予報として、竜巻発生確度ナウキャストを提供している。

これらの情報は、激しい突風をイメージしやすい言葉として「竜巻」を使っているが、ダウンバーストやガストフロントに対する注意も含まれている。

【参考：竜巻注意情報の概要】

- ・ 竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（埼玉県南部など）で気象庁から発表される。
- ・ 竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表される。情報の有効期間は発表から約1時間であるが、その後も注意すべき状況が続く場合には、一連の情報として竜巻注意情報が再度発表される。

竜巻注意情報の発表例

埼玉県竜巻注意情報 第1号

令和××年××月××日××時××分 気象庁発表

埼玉県南部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、××日××時××分まで有効です。

- ・ 適中率は5%程度、補足率は30%程度。発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生後に発表となることもあり、予測精度は低い。

【参考：竜巻発生確度ナウキャストの概要】

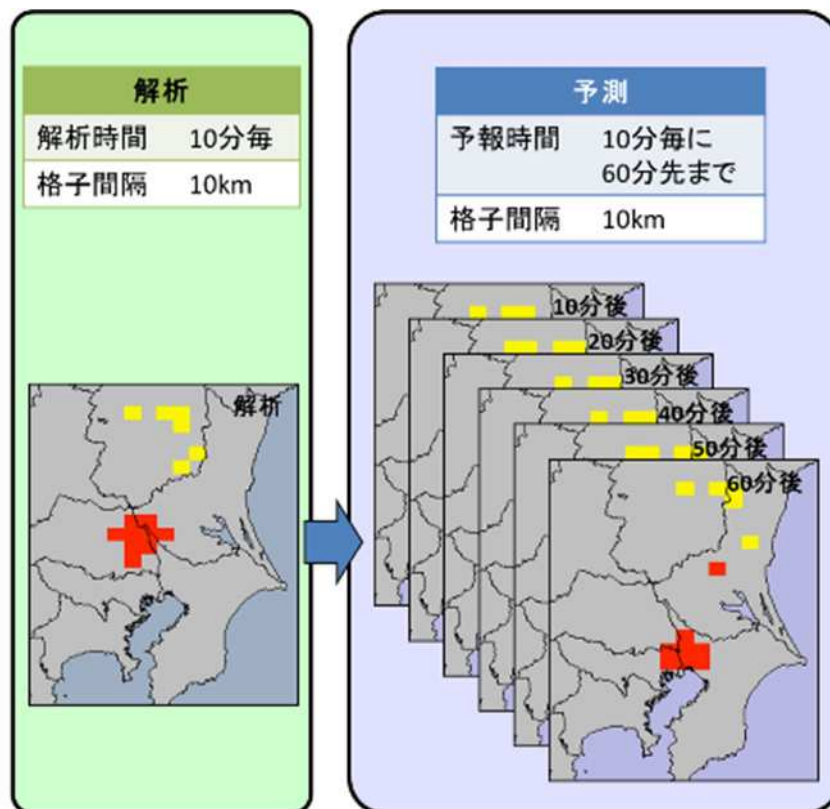
竜巻発生確度ナウキャストは、10km四方の領域ごとに竜巻等の発生しやすさの解析結果を示す情報である。

竜巻注意情報が発表されたときには、竜巻発生確度ナウキャストで竜巻等の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認することができる。実況と1時間先までの予測が提供されており、10分ごとに更新されている。

- (i) 発生確度2：竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。
(適中率7～14%、捕捉率50～70%)
- (ii) 発生確度1：竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。
(適中率1～7%、捕捉率80%程度)

発生確度1以上の地域では、予測の適中率は発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%であり見逃しが少ない。

【竜巻発生確度ナウキャストについて】



発生確度2 (赤)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性があり注意が必要である。 予測の適中率[*]は7～14%程度、捕捉率は50～70%程度である。 発生確度2となっている地域に竜巻注意情報が発表される。
発生確度1 (黄)	竜巻などの激しい突風が発生する可能性がある。 発生確度1以上の地域では、予測の適中率^{**}は1～7%程度であり、発生確度2に比べて低くなるが、捕捉率は80%程度であり見逃しが少ない。

※ 発生確度2の予測の適中率：発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率：発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

(補足) 上表中の「適中率」及び「捕捉率」は、過去30ヶ月の従属資料による検証値

(出典：気象庁ホームページ)

第3 具体的取組

<予防・事前対策>

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及
2 竜巻注意情報等気象情報の普及
3 被害予防対策
4 竜巻等突風対処体制の確立
5 情報収集・伝達体制の整備
6 適切な対処法の普及

1 竜巻の発生、対処に関する知識の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要がある。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進 【象台】

【くらし防災課（防災担当）、熊谷地方気

市は、竜巻の発生メカニズムや対処方法について、職員への研修や市民への普及啓発を行う。

（参考）市民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等）

イ 学校における竜巻発生や避難に関する指導

【学校教育課】

- 竜巻発生メカニズムや竜巻の特徴を理解させ、日頃から竜巻へ備える態度を育てる。
- 竜巻から身を守る適切な避難行動を理解させる。
- 安全管理運対体制の充実を図る。

2 竜巻注意情報等気象情報の普及

(1) 取組方針

竜巻注意情報及び竜巻発生頻度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、これらの情報が発表されたときの対応について、広く市民に普及を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻関係の気象情報について普及啓発

【くらし防災課（防災担当）、熊谷地方気象台】

市は熊谷気象台と協力し、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及啓発を行う。

(参考) 市民向け普及啓発資料：気象庁作成リーフレット「竜巻から身を守る～竜巻注意情報～」、防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」等)

3 被害予防対策

(1) 取組方針

竜巻等突風は発生予測が難しく、かつどこでも発生の可能性があることから、広く市民等に対して被害の予防対策の普及を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 物的被害を軽減させるための方策 【くらし防災課（防災担当）、農業振興課、施設管理者】

- 重要施設や学校、公共交通機関等において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策及び耐風対策を進める。
- 低コスト耐候性ハウス等の導入等、農業被害の軽減を検討する。

4 竜巻等突風対処体制の確立

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の対処や連絡体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻に対する対処

【くらし防災課（防災担当）】

市は、竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

5 情報収集・伝達体制の整備

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。

(2) 具体的な取組内容

ア 住民への伝達体制

【くらし防災課（防災担当）】

- 事前登録型の防災情報メール等に竜巻注意情報を加え、住民への登録を促す。
- 防災行政無線等住民への多様な伝達手段の中から、有効な伝達方法を検討する。

イ 目撃情報の活用

【くらし防災課（防災担当）、熊谷地方气象台】

市は、防災関係機関の職員から竜巻等突風を目撃情報を組織的に収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かす等、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

6 適切な対処法の普及

(1) 取組方針

竜巻等突風への具体的な対処法を市民に分かりやすい形で示し、人的被害を最小限に食い止めるための啓発を行う。

(2) 具体的な取組内容

ア 具体的な対処方法の普及

【くらし防災課（防災担当）、秘書課、市民】

市民は、竜巻等突風から身の安全を守るため、竜巻等突風の危険が高まった際は、気象の変化に十分注意しながら主体的に判断し、適切な対処行動をとる。

市は、ホームページや広報紙等で、対処法をわかりやすく掲示する。

【竜巻から命を守るための対処法】

- ・頑丈な建物への避難
- ・窓ガラスから離れる
- ・壁に囲まれたトイレ等に逃げ込む
- ・避難時は飛来物に注意する

【具体的な対応例】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

状況の時系列的变化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知したとき （積乱雲が近づく兆し） 空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	・野外の場合、頑丈な建物等安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテン等を閉める。
(C) 竜巻の接近を認知したとき （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる	竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 （屋内） ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。

③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・ 地下室か最下階へ移動する。 ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 （屋外） ・ 近くの頑丈な建物に移動する。 ・ 頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。 ・ 強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。
---	--

出典：気象庁資料をもとに作成

<応急対策>

1 情報伝達
2 救助の適切な実施
3 がれき処理
4 避難所の開設・運営
5 応急住宅対策
6 道路の応急復旧

1 情報伝達

(1) 取組方針

竜巻等突風が発生又は発生の可能性が高まった際、市民に対して適切な対処を促すための情報を伝達する。

(2) 具体的な取組内容

ア 竜巻等突風に関する普及啓発の推進

【本部事務局】

- 市は、市民が竜巻等突風から身の安全を守るため、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動をとるために必要な情報を迅速に発信する。
- 市は、住民の適切な対処行動を支援するため、住民に適切な情報伝達を行うことが重要である。

【市町村単位での情報の付加に係る参考】（竜巻等突風対策局長級会議報告（平成24年8月15日））

(A) 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 「竜巻」の注意喚起を含む気象情報及び雷注意報が発表された場合には、気象の変化及び竜巻注意情報等のその後の防災気象情報の発表について注意する。
- なお、竜巻注意情報の前に発表される気象情報及び雷注意報において、「竜巻」の注意喚起を含む情報が発表された場合は、大気の状態が不安定で、竜巻等突風のみならず、落雷、降ひょう、急な強い降雨等が発生する可能性がある。

(B) 竜巻注意情報発表時における対応（竜巻に関する情報・状況の確認）

- 竜巻注意情報が当該市町村の属する都道府県に発表された場合、気象の変化に注意するとともに、竜巻発生確度ナウキャストを確認する。
- 気象の変化については、空を見て、空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等の積乱雲が近づく兆しがないか、注意する。強い降水域の接近については気象レーダー画像で確認できる。
- 竜巻発生確度ナウキャストを用い、当該市町村が、実況及び予測で発生確度2、発生確度1、発生確度表示なしのいずれの状況なのか確認する。なお、竜巻発生確度ナウキャストは、10km格子単位の表示であるため、当該市町村が発生確度1又は2の範囲に含まれているかどうかは目視により判断する。

（情報伝達）

- 多くの人が集まったり、安全確保に時間を要したりする学校、社会福祉施設、集客施設等の管理者等へ既存の連絡体制や同報メールを用いて情報伝達を行う。

(C) 市内において気象の変化が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2の範囲に入ったときにおける対応

(情報伝達)

- 市内において、気象の変化（「空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す」等の積乱雲が近づく兆し）が見られ、かつ竜巻発生確度ナウキャストで当該市町村が発生確度2の範囲に入った場合に、住民に対して防災行政無線や登録型防災メール等を用いて情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻等突風への注意喚起（竜巻注意情報が発表された、気象の変化が見られた等）、及び住民の対処行動（第3編-65ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）現在、竜巻注意情報が発表され、市内において、竜巻等の突風が発生する可能性が高くなっています。雷や風が急変する等積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めてください。

(D) 市内において竜巻が発生したときにおける対応

(情報伝達)

- 市内及び周辺において竜巻の発生したことを市が確認した場合は、防災行政無線や登録型防災メール等を用いて住民へ情報伝達を行う。
- 情報伝達の内容としては、竜巻が発生した旨、及び住民の対処行動（第3編-65ページの「竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例」を参照）の2点がある。以下に情報伝達の例文を示す。

（例文）先ほど、市内に竜巻が発生したようです。大粒の雨が降り出す、雷や風が急変する等積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動する等、安全確保に努めてください。竜巻が接近するのを確認した場合には、直ちに窓の無い部屋等へ移動し、低くかがんで頭と首を守る等、安全確保に努めてください。（竜巻の特徴は、地上から雲の底に伸びた渦や飛散物が筒状に舞い上がることが見えたり、ゴーというジェット機のようなごう音がする、気圧の変化で耳に異常を感じる事等です。）

2 救助の適切な実施 【本部事務局】

被害の規模に応じて避難所の開設等、適切な救助を実施する。

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<応急対策>－1 災害救助法の適用（第2編-167ページ）」を準用する。

3 がれき等処理 【衛生班】

竜巻等突風により生じたがれきを迅速に処理し、早期の生活再建につなげる。

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<応急対策>－3 災害廃棄物等処理対策（第2編-172ページ）」を準用する。

4 避難所の開設・運営 【本部事務局、教育施設班】

竜巻等突風の被災者に対し、避難所を開設し、迅速に収容する。

「第2編 震災対策編－第2章－第9節－<応急対策>－2 避難所の開設・運営（第2編-128ページ）」を準用する。

5 応急住宅対策 【建設経済班】

竜巻等突風の被災者に対して、被災住宅の応急修理、応急住宅の供給を行う。

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<応急対策>－5 応急住宅対策（第2編-174ページ）」を準用する。

6 道路の応急復旧 【建設経済班】

竜巻等突風により道路上に飛散したがれき等の障害物を、迅速に処理し、交通に支障のない状態とする。

<復旧対策>

1 被害認定の適切な実施

2 被災者支援

1 被害認定の適切な実施

竜巻等突風による被害認定を適切に行い、市民の早期の生活再建に向けた取組を進める。

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<応急対策>－2 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行（第2編-170ページ）」を準用する。

2 被災者支援

被災者支援メニューを整備する等、早期の生活再建に向けた取組を進める。

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<復旧対策>－1 生活再建等の支援（第2編-181ページ）」を準用する。

<参考>

【平成25年9月の竜巻災害での対応を基に県が作成した具体例（災害救助法の適用が前提となる支援も含む）】

	市	県・関係機関
被災者支援	・災害ボランティアの派遣（災害ボランティアセンターの運営） ・被害認定調査 ・罹災証明書の発行 ・被災者相談窓口の設置 ・各種申請手数料の免除	・災害ボランティアセンターの支援 ・被害認定調査に係る応援職員派遣
生活再建資金	・被災者生活再建支援金の申請受付、取りまとめ、県への送付 ・生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付 ・各種融資制度の広報 ・生活必需品購入支援金の支給（社会福祉協議会） ・市義援金の募集・配分 ・見舞金等の支給	・被災者生活再建支援法の適用、申請の取りまとめ、支援法人への送付 ・生活福祉資金の貸付（県社会福祉協議会） ・災害援護資金の貸付 ・災害復旧支援融資等（埼玉りそな、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫等） ・ろうきん福祉ローン（中央労働金庫） ・義援金（日本赤十字社・埼玉県共同募金会）の募集・配分
住宅関連	・市営住宅の提供、公営住宅の提供の広報 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報 ・応急修理の受付・実施	・県営住宅等の提供 ・災害復興住宅融資（（独）住宅金融支援機構）の広報
税金・保険料の減免、徴収猶予	・市町村民税、固定資産税の減免等 ・市町村税の納入猶予等 ・国民健康保険税等の減免 ・国民年金保険料の免除 ・後期高齢者医療保険料等の減免等	・個人事業税、不動産取得税、自動車税、自動車取得税の減免等（県税事務所）

	市	県・関係機関
	・介護保険料の免除、徴収猶予 ・介護保険居宅介護サービス費、介護保険介護予防サービス費等の免除 ・障害児通所給付費等利用者負担額の減免 ・上下水道料金の減免	
中小企業等への支援	・融資に関する相談窓口 ・各金融機関の害復旧に要する資金の融資や相談窓口の広報	・経営安定資金・知事指定等貸付（災害復旧関連）（商工会議所・商工会・埼玉県中小企業団体中央会） ・災害復旧貸付（日本政策金融公庫） ・災害復旧に要する資金の融資（各金融機関）
農業者への支援	・各種資金（農業近代化資金、スーパーL資金、農林漁業セーフティネット資金、農業災害補償）の広報	・被害を受けた農作物の技術支援 ・収穫減や園芸施設等への被害補償（農業共済組合） ・農林漁業セーフティネット資金（日本政策金融公庫）
育児・教育支援	・認可保育所等の保育料の減免 ・放課後児童クラブ保育料の減免等 ・就学援助制度（要保護・準要保護児童制度） ・特別支援教育就学奨励費 ・幼稚園就園奨励費補助金の加算措置、市町村立幼稚園減免	・母子父子寡婦福祉資金の貸付（県各福祉事務所） ・埼玉県高等学校等奨学金の貸与 ・埼玉県父母負担軽減事業補助金（家計急変世帯）
その他支援	・がれき一時保管場所の設置及び処理 ・ブルーシート、土のう及び土のう袋の配布 ・消費生活相談（悪質リフォーム業者対策）	・がれき撤去について、環境省の災害等廃棄物処理補助金の交付 ・日本私立学校・共済事業団融資（日本私立学校・共済事業団）
公共料金等に関する支援	・電気料金支払期限延長等の特別措置（東京電力エナジーパートナー㈱・東京電力パワーグリッド㈱・その他各契約先小売り電気事業者の定めによる） ・電話料等の支払い延長等（NTT（株）） ・NHK料金の免除（日本放送協会） ・携帯電話料金支払期限延期等の支援措置（各携帯電話会社）	

第3章 災害復興

第1 基本方針

「第2編 震災対策編－第3章 災害復興（第2編-198ページ）」を準用する。

第2 実施計画

「第2編 震災対策編－第3章 災害復興（第2編-198ページ）」を準用する。

第4章 大規模水害対策

第1節 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成22年4月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。その概要は次のとおりである。

第1 利根川

想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により利根川が氾濫した場合、市内の広範囲に浸水し、最大で死者数400人となり、2週間以上浸水が継続するものとされている。

（1）首都圏広域氾濫

昭和22年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約530km²、浸水区域内人口が約230万人と想定される。

（2）渡良瀬貯留型氾濫

渡良瀬川、利根川に挟まれる地域の標高が周辺より低く、氾濫水が利根川と渡良瀬川の堤防に囲まれた範囲で貯留されるため、最大浸水深が5mを越え、建物の3階まで浸水する等浸水深が深くなる地域がある。

（3）古河・坂東沿川氾濫

利根川の左岸側にある猿島台地により利根川沿いに浸水範囲が限られるが、渡良瀬川貯留型氾濫と同様に5m以上浸水する地域がある。

【各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）】

ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約320mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
①本庄・深谷沿川氾濫	本州市山王堂地先	右岸182.5km	約25	約19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸136m	約530	約2,300,000
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸118.5km	約55	約61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸172.5km	約70	約43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸159.5km	約140	約100,000
⑥古河・坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸132km	約130	約110,000

注：表中の の箇所は最大値を表す

第2 荒川

想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により荒川が氾濫した場合、市内の一部地域が浸水する可能性がある。

(1) 元荒川広域氾濫

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約200km²と想定される。

(2) 荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約160万人と想定される。

(3) 荒川右岸低地氾濫

決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が5m以上に達するとともに、浸水域が大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達する。

(4) 江東デルタ貯留型氾濫

浸水域が荒川と隅田川に囲まれたデルタ地帯で一部にゼロメートル地帯を含むことから、浸水深5m以上の地域が多く生じる。

【各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）】

ポンプ運転：無、燃料補給：無、水門操作：無、排水ポンプ車：無、流域平均雨量：約550mm/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積 (km ²)	浸水区域内人口 (人)
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸70km	約200	約450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸21km	約170	約1,600,000
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸53.2km	約39	約70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸21km	約110	約1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸10km	約90	約1,000,000

注：表中の の箇所は最大値を表す

第2節 大規模水害の特徴

大規模水害の被害には、次のような特徴がある。

第1 広大な浸水地域、深い浸水深

利根川の氾濫による洪水が発生した場合、広域かつ大規模な浸水が想定される。
また、想定される浸水深が3階以上に達する地域が存在する。

第2 浸水による電力等のライフラインの途絶

ライフラインは供給施設や住宅等での浸水及び電力供給停止により使用不可能な状況となる。また、浸水により機能不全に陥る排水施設が多数存在する。

第3 孤立期間の長期化と生活環境の悪化

ライフラインが使用できず、孤立期間が長期化すると生活環境の維持が極めて困難となる。

第4 地域によって異なる氾濫流の到達までの時間

市内の地域特性や堤防決壊箇所の位置により、氾濫流が到達するまでの時間は変わってくるが、市内に氾濫流が到達するまでにかかる時間は最短で40分と想定されている。

第3節 大規模水害対策

大規模水害対策については、平成24年9月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方や応急対応のあり方が検討されている。

大規模水害による被害を低減するため、次の対策を講じる。

<基本方針>

1 適時・的確な避難の実現
2 応急対応力の強化と重要機能の確保
3 地域の大規模水害対応力の強化
4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
5 がれき処理等廃棄物対策
6 防疫及び水害廃棄物処理対策

1 適時・的確な避難の実現

「第3編 風水害対策編—第2章—第8節 避難対策（第3編-49ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

（１）取組方針

利根川の氾濫による洪水発生について広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに、市内全体が浸水する可能性がある。

堤防決壊箇所近傍等では氾濫流到達までの時間が短いが、その一方で、氾濫流が到達するまでに数時間を要する地域が存在する。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

（２）具体的な取組内容

ア 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

【国、県、くらし防災課（防災担当）】

国、県及び市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

イ 大規模水害リスクに関する情報の普及

【くらし防災課（防災担当）】

市は、市民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性等、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

ウ 適時・的確な避難に結びつく情報発信 【くらし防災課（防災担当）、秘書課】

市は、市民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

エ 適時・的確な避難指示の実施 【くらし防災課（防災担当）】

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

オ 域外避難場所・避難所の確保 【くらし防災課（防災担当）】

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

カ 避難支援 【くらし防災課（防災担当）、市民】

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防機関、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

キ 広域避難に向けた検討 【くらし防災課（防災担当）】

市は、市町村を超える広域避難を円滑に実施するため、市と県の間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受入協定の締結や、受入対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

ク 孤立者の救助体制の整備 【くらし防災課（防災担当）、県、消防機関、警察】

市、県及び防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

ケ 入院患者等の広域受入体制の確保 【健康増進課、病院、介護・福祉施設等】

浸水が想定される地区にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受入れに関する計画等を作成する等、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

市は、県及び医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

2 応急対応力の強化と重要機能の確保

(1) 取組方針

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な警察、消防、水防、市その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

【くらし防災課（防災担当）、県】

市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講ずる。

イ 防災拠点の浸水危険性の把握

【くらし防災課（防災担当）、防災関係機関】

防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

ウ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

【各課】

大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

3 地域の大規模水害対応力の強化

(1) 取組方針

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 避難行動力の向上

【くらし防災課（防災担当）、市民協働課】

市及び防災関係機関は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備等、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

イ 水防活動の的確な実施

【くらし防災課（防災担当）】

市は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

ウ 事業継続に有効な建築構造・設備配置

【一般企業、社会福祉施設、病院等】

事業継続に必要な不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

4 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

(1) 取組方針

大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくいまちを形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

(2) 具体的な取組内容

「第3編 風水害対策編―第2章―第2節 災害に強いまちづくりの推進（第3編-9ページ）」を準用するほか、次のとおりとする。

ア 治水対策の着実な実施

【道路河川課】

国、県及び市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの低減に努める。

イ 排水対策の強化

【道路河川課】

国、県及び市は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

ウ 土地利用誘導による被害軽減

【くらし防災課（防災担当）、建築指導課、都市計画課】

市は、住民が住宅等を建設する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。また、地下室に寝室・居室を配置しない等の建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

また、浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備等、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

5 防疫及び水害廃棄物処理対策

(1) 取組方針

大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又

は再構築する体制を整備する。

(2) 具体的な取組内容

ア 水害廃棄物の仮置場候補地の選定

【環境課】

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<予防・事前対策>－5－ア 災害廃棄物の仮置場候補地の選定（第2編-165ページ）」を準用する。

イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

【環境課】

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<予防・事前対策>－5－イ 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保（第2編-165ページ）」を準用する。

ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

【環境課】

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<予防・事前対策>－5－ウ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保（第2編-165ページ）」を準用する。

エ 広域連携による廃棄物処理

【環境課】

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<予防・事前対策>－5－エ 広域連携による廃棄物処理（第2編-165ページ）」を準用する。

オ 衛生環境の確保

【環境課、健康増進課】

市は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

カ 広域連携による衛生環境の確保

【環境課】

市は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。

第5章 雪害対策

県内では、南岸低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、降雪となることが多い。

平成26年2月8日から9日、同月14日から15日にかけて大量の雪が降り、県内では、15日に秩父で98cm、熊谷で62cmと、観測史上最大の積雪となった。

大雪の原因としては、異常気象の発生に伴う海水温度の上昇が、降雪につながる大量の水蒸気を供給したと考えられており、今後このような大雪が頻発するおそれがある。

こうした大量の降雪による災害に対応するため、必要な事項を定める。

第1節 基本方針

大量の降雪により発生する各種雪害（積雪災害（交通途絶）、雪圧災害（構造物破壊、農作物損耗）、着雪・着氷災害（架線切断）、吹雪災害（列車事故））が、市民生活等を与える影響を最小限に抑えるための対策を講じる。

第2節 実施計画

第1 具体的取組

<予防・事前対策>

1 市民が行う雪害対策
2 情報通信体制の充実強化
3 雪害における応急対応力の強化
4 避難所の確保
5 建築物の雪害予防
6 道路交通対策
7 鉄道等交通対策
8 ライフライン施設雪害予防
9 農林水産業に係る雪害予防

1 市民が行う雪害対策

(1) 取組方針

大雪災害では、行政機関は切迫性の高い緊急事態（立ち往生車両に伴う人命救助等）から優先的に対応することとなる。

また、除雪の進捗や融雪により深刻な被害を免れることもあるため、市民自らが一定期間を耐えるための備蓄や家屋等の耐雪化を進めるとともに、除雪や自家用車運転時に二次災害を生まない行動をすることが重要である。

そこで、自分の身は自分で守るという自助の観点から、市民は飲料水や食料等の備蓄等、平常時から災害に対する備えを心がける。

(2) 具体的な取組内容

ア 自助の取組

【くらし防災課（防災担当）、市民】

- 自分の身は自分で守るという自助の観点から、家屋等（カーポート、ビニールハウス等）の耐雪化、食料や飲料水等の備蓄、燃料の備蓄、除雪作業用品の準備・点検等、自ら雪害に備えるための対策を講ずるとともに、市が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。

なお、除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策等を講じるとともに、転倒及び屋根雪の落下にも十分注意するものとする。

雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーンの装着、車内にスコップ、砂、食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

- 市は、市民が行う雪害対策の必要性和実施する上での留意点等について、十分な普及啓発を行う。

イ 市民との協力体制の確立

【くらし防災課（防災担当）、市民、事業者】

積雪時における安全の確保及び雪害予防活動の推進のためには市民、事業者等の自

主的な取組及び防災活動への協力が不可欠である。市は、大雪時の路上駐車禁止、マイカー使用の自粛、歩道等の除雪協力等について、普及啓発及び広報に努める。

2 情報通信体制の充実強化

(1) 取組方針

降雪に係る観測情報や今後の降雪予報等を熊谷地方気象台から取得し、適宜広報することにより、市民の適切な対処を促す。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象情報等の収集・伝達体制の整備

【くらし防災課（防災担当）】

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、関係機関に伝達する体制を整備する。

イ 市民への伝達及び事前の周知

【くらし防災課（防災担当）、県、熊谷地方気象台、市民】

- 市、県及び熊谷地方気象台は、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、降雪・積雪に係る気象情報を市民に伝達する体制を整えるとともに、気象情報の取得方法や活用方法についてあらかじめ市民への周知に努める。
- 市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

ウ 県や防災関係機関との情報共有

【くらし防災課（防災担当）、関係機関】

市及び関係機関は、災害時のオペレーションを支援するシステムを整備し、異常な積雪に伴う通行止めの情報等を関係機関と共有する。

「第3章－第6節－<予防・事前対策>－2 気象情報や避難情報の活用の周知（第3編-28ページ）」を準用する。

3 雪害における応急対応力の強化

(1) 取組方針

市及び防災関係機関等は、大規模な雪害に対応するため、必要な防災資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 防災用資機材等の確保と利用環境の整備及び防災関係機関との連携強化

【くらし防災課（防災担当）、消防機関、防災関係機関】

救助活動等を実施する消防機関及び防災関係機関は、必要な防災資機材等を計画的に整備充実するとともに、他の防災関係機関との連携を強化し、応急活動における相互協力の向上に努める。

- 市は、道路や屋根雪等の除排節中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及を図るよう適切な配慮をするものとする。

4 避難所の確保 【くらし防災課（防災担当）】

市は、地域の人口、地形等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、避難所をあらかじめ確保する。

「第2編 震災対策編－第2章－第9節－<予防・事前対策>－1 避難体制の整備（第2編-122ページ）」を準用する。

5 建築物の雪害予防

（1）取組方針

防災拠点をはじめ災害対応を行う施設や多くの市民が利用する施設については、耐雪性を考慮し、降雪による被害を最小限に抑える。

（2）具体的な取組内容

ア 建築物被害を軽減させるための措置

【施設管理者】

市は、庁舎や学校等防災活動の拠点施設、駅等不特定多数の人が利用する施設、社会福祉施設や医療施設等要配慮者に関わる施設については、雪害に対する安全性の確保に配慮する。

○ 新設施設等の耐雪構造化

施設設置者又は管理者は、新築又は増改築に当たっては、建築基準法に基づき、積雪実績を踏まえた耐雪性の確保を図るものとする。

○ 老朽施設の点検及び補修

施設管理者は、毎年降積雪期前に施設の点検を実施し、必要な箇所について補修又は補強を行う。

6 道路交通対策

（1）取組方針

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

（2）具体的な取組内容

ア 道路交通の確保

【道路河川課、道路管理者】

- 道路管理者は除雪実施体制を整備するとともに、凍結防止剤等必要な資機材を確保する。
- 道路管理者は、契約業者に対し、降雪期に入る前の除雪機械及び附属品等の事前点検整備を指導する。

イ 雪捨て場の事前選定

【道路管理者】

運搬排雪作業に備えてあらかじめ適当な雪捨て場を選定する。

ウ 関係機関の連携強化

【道路河川課、道路管理者】

- 降雪・積雪情報や除雪情報を共有するため、市と県、国等との連絡体制をあらかじめ確立する。
- 異常な積雪に伴い、除雪能力が大幅に制限されることを想定し、優先的に除雪すべき路線（防災拠点施設、警察、消防署、災害時に拠点となる病院施設等の沿線）をあらかじめ選定し、管内関係機関で共有しておくものとする。

「第2章―第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保―<予防・事前対策>（第3編-14ページ）」を準用する。

7 鉄道等交通対策

【交通事業者、鉄道事業者】

公共交通を確保するため、交通事業者及び鉄道事業者は、融雪用資機材の保守点検、降雪状況に応じた除雪及び凍結防止のための列車等の運転計画及び要員の確保等について充実を図る。

また、運転見合わせ等が見込まれる場合、交通事業者及び鉄道事業者は、市等と連携しながら広く市民に周知する。

8 ライフライン施設雪害予防

（1）取組方針

大雪による被害から電力、通信、ガス及び上下水道等の確保を図り、降積雪時における都市機能を維持し、市民の日常生活の安定と産業経済の停滞の防止を図るため、予防対策を講ずる。

（2）具体的な取組内容

ア ライフラインにおける雪害対策の推進

【ライフライン事業者】

- ライフライン施設の管理者は、降積雪期におけるライフライン機能の継続を確保するため、必要な防災体制の整備を図るとともに、施設の耐雪化・凍結防止について計画的に整備する。
- ライフライン事業者は、大雪による被害の状況、応急対策の実施状況を迅速かつ的確に収集し、利用者、関係機関等に対し迅速かつ的確に情報提供できるよう、連携体制の強化を図るものとする。

9 農林水産業に係る雪害予防

（1）取組方針

市は、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして施設の耐雪化を促進するとともに、被害防止について関係機関と連携を緊密にする。

(2) 具体的な取組内容

ア 農産物等への被害軽減対策

【農業振興課】

積雪に耐えうる低コスト耐候性ハウス等の導入等、農業被害の軽減を検討する。

<応急対策>

1 応急活動体制の施行
2 情報の収集・伝達・広報
3 道路機能の確保
4 交通規制
5 救出・救助
6 避難所の開設・運営
7 医療救護
8 ライフラインの確保
9 地域における除雪協力

1 応急活動体制の施行

(1) 取組方針

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急活動体制を速やかに施行し、他の防災機関と有機的な連携を図りながら、災害応急対策を講ずる。

なお、災害応急活動体制の施行に当たっては、気象庁が発表する気象特別警報・警報・注意報や予想降雪量等の情報のほか、積雪深についても考慮する。

(2) 具体的な取組内容

ア 災害応急対策の実施

【本部事務局】

市は、積雪による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害応急対策を実施する。

市本部の体制については、「第1編 総則―第2章―第2節―第1―1―【体制の配備区分、配備基準及び活動内容（風水害対策）】（第1編-27ページ）」による。

イ 初動期の人員確保

【本部事務局】

市は、体制配備に当たっては、気象注警報の発令状況を参考にしながら、時期を逸せず実施する。体制配備の際は、災害時の職員マニュアルにより迅速に動員指令を発し、発災時に初動対応する職員の早期確保を図る。

2 情報の収集・伝達・広報

(1) 取組方針

積雪による被害発生時に、被害状況の調査・収集、伝達を的確かつ迅速に行い、各防災機関の緊密な連携の下、円滑な応急対策活動を実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 気象業務法に基づく気象特別警報・警報・注意報等

「第2章―第6節 情報の収集・伝達体制の整備―<応急対策>（第3編-29ページ）」を準用する。

イ 積雪に関する被害情報の伝達

【本部事務局】

市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報も含め、災害オペレーション支援システム等により、把握できた範囲から遅滞なく県に報告する。

ウ 市民への情報発信

【本部事務局】

- 熊谷地方気象台が県内を対象として大雪に関する気象情報を発表した場合、市は、降雪状況及び積雪の予報等について市民等へ周知する。
- 異常な積雪等が発生又は発生する可能性が高まった際の周知方法については、防災行政無線、データ放送等市民への多様な伝達手段の中から、有効で時宜を逸しない伝達方法を選択する。

エ 積雪に伴いとるべき行動の周知

【本部事務局】

市は、大量の積雪が見込まれる時にとるべき行動を、市民に周知する。

(例)

- 不要不急の外出は極力避ける。
- 外出の際は、滑りにくい靴を着用する等歩行中の転倒に注意する。
- 道路の凍結や着雪による自転車・自動車のスリップ事故等に注意する。
- 交通機関の混乱等も予想されるので、時間に余裕を持って行動する。
- 自動車が立ち往生した場合に車のマフラーを雪が塞いで、一酸化炭素中毒にならないようにする。
- 安全確保に留意した上で、自宅周辺の除雪を行う。
- 除雪作業を行う際は、足元や周囲に気を配り、転落防止対策を講じることや転倒及び屋根雪の落下に注意する。

3 道路機能の確保

(1) 取組方針

市及び関係機関は、異常な積雪時には互いに連携し、災害対応における拠点施設及び病院等市民の命を緊急的・直接的に救助する施設、市民生活に著しい影響を与えるライフライン施設等が機能するために必要な道路を最優先に確保する。

(2) 具体的な取組内容

ア 効率的な除雪

【道路管理者】

- 異常な積雪時には、管内ごとにあらかじめ定めた優先除雪道路の交通確保を最優先とし、機械及び人員を集中的に動員して除雪を行う。
- 降雪状況に合わせ、事前規制の実施や地域や路線の特性に合わせた交通規制を検討する。
- 道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察本部と緊密な連携の下、交通の安全確保、除雪作業の円滑化を図るため、交通の整理を行う。また、交通の規制が必要なときは、緊急交通規制の実施を要請する。

イ 除雪の応援 【建設経済班】

- 市は、除雪の実施が困難な場合、他の市町村又は県に対し、除雪の実施又はこれに要する除雪機械及びオペレータの確保について要請する。
- 防災関係機関は、市から応援の要請を受けた時は、これに積極的に協力する。
- 除雪応援の受入に当たっては、現場での情報共有、連絡体制等の受援体制を整えとともに、夜間休息時の除雪車両等の駐車場所やオペレータ等の宿泊施設の確保について配慮する。

ウ 道路開削等 【道路管理者】

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

4 交通規制

(1) 取組方針

異常な積雪があった時は、交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに交通秩序の維持を図る。

(2) 具体的な取組内容

ア 緊急時の交通規制 【道路管理者】

道路管理者は、気象状況や積雪量、路面等交通の危険状況に応じて、警察と連携を図り、交通規制を実施する。

イ 除雪作業に伴う交通整理と交通規制 【道路管理者】

道路管理者は、緊急的な除雪の実施に当たって必要がある場合、県警察に対し、緊急交通規制の実施を要請する。要請を受けた県警察は、必要な交通規制を実施するとともに、緊急を要する場合は、既存規制の一部解除を実施する。

5 救出・救助

(1) 取組方針

異常な積雪等により立ち往生した自動車や建物内閉じ込め等、危険地帯における救助要請については、その緊急性を考慮しながら、関係機関との緊密な連携の上、速やかに実施する。

(2) 具体的な取組内容

ア 雪害時の滞留車両の乗員保護 【本部事務局、国、県、道路管理者】

積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合、乗員の生命が脅かされる事態となることから、防災関係機関や道路管理者

が連携を図りながら、滞留車両の乗員への物資の提供や安全確保、避難所への一時避難支援等を行う。

6 避難所の開設・運営 【本部事務局、教育施設班】

市は、大量の積雪による建築物の倒壊により住家を失った市民を収容するため、避難所を開設・運営する。

気象情報や地域特性等を踏まえ、必要に応じて被災前の予防的な避難所開設も検討する。

「第2編 震災対策編－第2章－第9節－<応急対策>－2 避難所の開設・運営（第2編-129ページ）」を準用する。

7 医療救護 【健康班、防災関係機関】

積雪に伴う負傷及び長期の交通途絶による慢性病の悪化等に対処するため、医療救護活動を実施する。

また、透析患者等の要配慮者に対し、医療機関情報や緊急時連絡先等、必要な医療情報を提供する。

なお、救急搬送に当たっては、防災関係機関や医療施設が相互に連携し、迅速な搬送を実施する。

「第2編 震災対策編－第2章－第7節 医療救護対策－<応急対策>（第2編-105ページ）」を準用する。

8 ライフラインの確保

（1）取組方針

ライフライン施設の機能確保と早期復旧を図る。

「第2編 震災対策編－第2章－第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－<応急対策>（第2編-47ページ）」を準用する。

（2）具体的な取組内容

ア 応急対策の実施 【上下水道班、ライフライン事業者】

- 市及びライフライン事業者は、冠雪、着雪、凍結等による設備の機能停止・故障・損壊等を速やかに把握し、復旧に係る措置を講ずる。
- 市及びライフライン事業者は、応急対策の実施に当たり、災害対応の円滑化や市民生活の速やかな復旧を目指し、他の機関と連携するものとする。

9 地域における除雪協力 【市民、事業者】

除雪は、原則として土地所有者又は管理者が行うものであり、民有地内の除雪は各家庭又は各事業者による対応が原則である。

しかし、異常な積雪時には、高齢者世帯等自身による除雪が困難な者や通学路や利用者の多い交通安全上重要な歩道については、地域住民が地域コミュニティの協力を得て除雪を進め、二次災害の防止に努める。

<復旧対策>

1 農業復旧支援
2 その他復旧対策
3 生活再建等の支援

1 農業復旧支援 【建設経済班】

農作物や被覆施設に積雪すると、ハウス倒壊等の被害が発生する。被害状況の迅速な把握と、必要な支援措置を講ずる。

「第2編 震災対策編－第2章－第12節－<復旧対策>－1－イ－（ウ）被災農林漁業関係者への融資等（第2編-189ページ）」を準用する。

2 その他復旧対策

「第2編 震災対策編－第2章－第2節 災害に強いまちづくりの推進－<復旧対策>（第2編-35ページ）」を準用する。

3 生活再建等の支援

「第2編 震災対策編－第2章－第12節 市民生活の早期再建－<復旧対策>（第2編-182ページ）」を準用する。